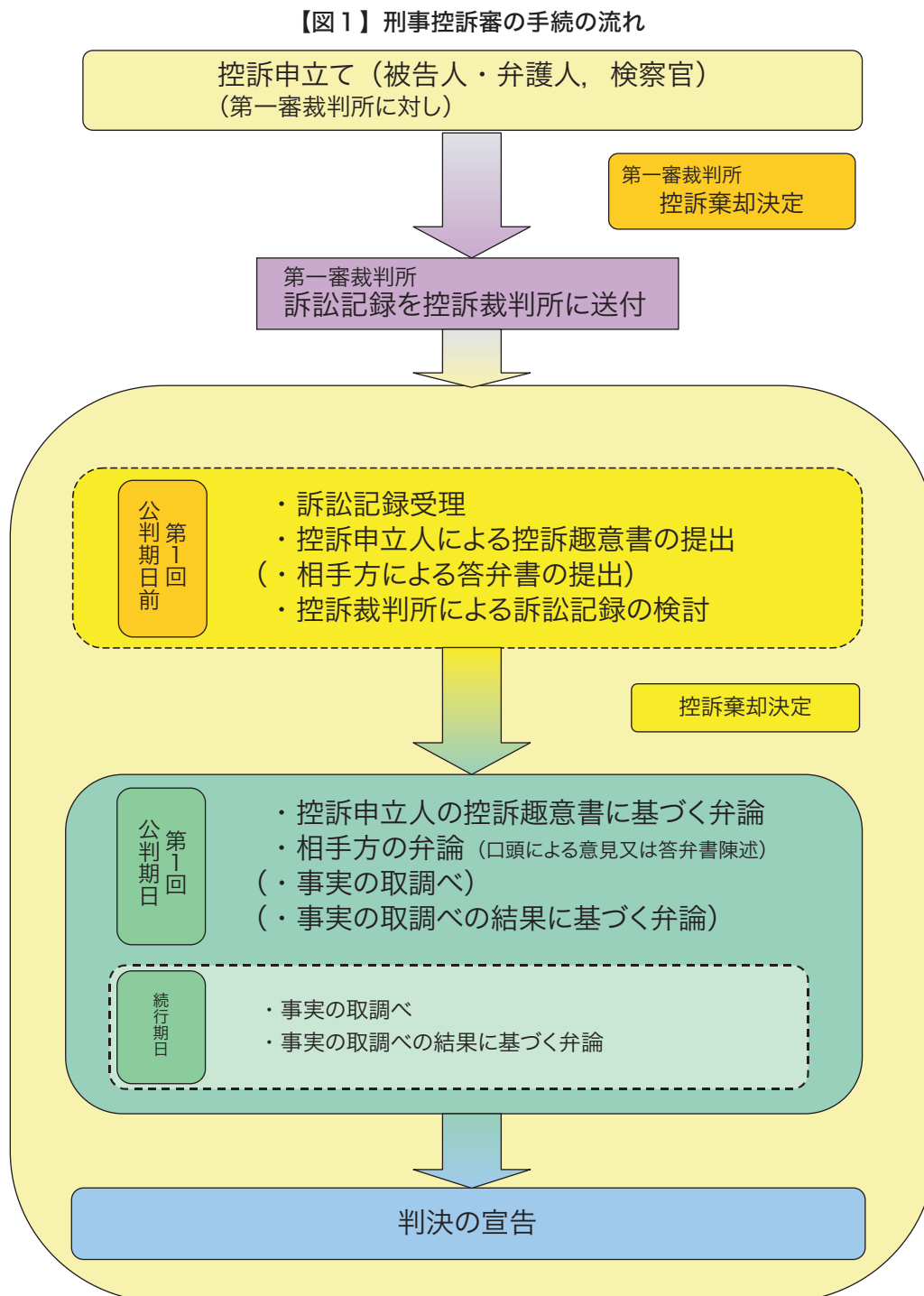


2 高等裁判所における刑事訴訟事件（控訴審）の審理の状況

2.1 刑事控訴審訴訟事件について

- 刑事訴訟における控訴審の手続の流れ
(控訴の申立て、控訴理由等について)

【図1】は、刑事控訴審の手続の流れを示したものである。



刑事控訴審とは、刑事訴訟の第一審裁判所がした終局判決に対する不服申立てについて審理裁判をする審級のことである（高等裁判所が第一審である事件の場合は、最高裁判所への上告又は事件受理申立てのみが可能であるが、ここでは、地方裁判所が第一審である事件の場合を扱う。）。刑事訴訟の場合、控訴審を担当するのは高等裁判所である（裁判所法16条1号）。

第一審判決（以下「原判決」ともいう。）に対して不服のある当事者（被告人・弁護人、検察官）は、控訴を提起することができる。控訴の提起は、裁判が告知された日の翌日から14日以内に、控訴申立書を第一審裁判所に差し出すことによりしなければならない（刑訴法373条、358条、374条）。なお、控訴申立人は、控訴申立て後控訴審の終局裁判があるまで、いつでも控訴を取り下げることができる（同法359条）。

第一審裁判所は、控訴の申立てが明らかに控訴権の消滅後にされたものであるときは控訴棄却決定をする（同法375条）が、この場合を除いては、訴訟記録及び証拠物を控訴裁判所に送付する（刑訴規則235条）。

控訴裁判所は、訴訟記録を受領したときは、速やかに控訴趣意書を差し出すべき最終日¹を指定して控訴申立人に通知する（刑訴規則236条1項）。控訴申立人は、控訴裁判所から通知された控訴趣意書を差し出すべき最終日までに、控訴趣意書を差し出さなければならない（刑訴法376条1項）。これに対し、控訴の相手方が答弁書を控訴裁判所に差し出す場合がある（刑訴規則243条1項ないし3項）。なお、控訴裁判所は、控訴の申立てが法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであることが明らかであるとき（刑訴法385条1項）、期間内に控訴趣意書が提出されないときなど（同法386条1項）には、控訴棄却決定をしなければならない。

控訴理由としては、第一審裁判所の構成の違法、管轄違反、再審請求ができる場合に当たる事由があること等（同法377条、378条、383条）のほか、これ以外の訴訟手続の法令違反（同法379条。規則等を含めた訴訟法の違反をいう。）、法令適用の誤り（同法380条。認定された事実に対し適用すべき法令が適用されていないことをいう。）、量刑不当（同法381条。第一審判決で言い渡した刑が合理的な裁量の範囲外にあることをいう。）及び事実誤認（同法382条。第一審判決が認定した事実が、訴訟記録中の適法な証拠を考慮に入れて認定されるべき事実と合致しないことをいう。）がある（ただし、訴訟手続の法令違反、法令適用の誤り及び事実誤認については、その理由が判決に影響を及ぼすことが明らかな場合に限られる。）。

控訴の申立ては、これらの控訴理由があることを理由とするときに限ってすることができる（同法384条）。なお、控訴裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、第一審判決後の量刑に影響を及ぼすべき情状（いわゆる判決後の情状）について取り調べることができる（同法393条2項）が、実際上は、当事者が判決後の情状について申し立てることになる²。

（控訴審の審理について）

刑事控訴審の審理は、原則として新たな裁判資料の提出を認めず、第一審で取り調べた証拠に基づき、第一審判決の当否を事後的に審査するものである（事後審制）³。ただし、第一審判決後生じた量刑に関する事実の取調べをし、その結果に基づいて裁判を行う場合（同法393条2項、397条2項）や、第一審判決を破棄した上で自判する場合（同法400条ただし書）⁴には、事後審の性格を緩めているといえる（事後審制等の控訴審の審理構造については、本報告書II.2.1参照）。

*1 この最終日は、控訴申立人に通知書の送達があった日の翌日から起算して21日目以後の日でなければならない（刑訴規則236条3項）。

*2 この申立ては、厳密には、控訴裁判所の職権発動を促すにすぎない。

*3 控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項を調査しなければならないほか、これに包含されない事項であっても、控訴理由に当たる事項については職権で調査することができる（刑訴法392条1項、2項）。

*4 破棄自判に関しては、事実を確定しないで無罪を言い渡した原判決を破棄して有罪を言い渡す場合には、控訴審でその点に関する事実の取調べを行う必要がある（最大判昭31.7.18刑集10.7.1147等）。

控訴審の審理の流れについて見ると、控訴裁判所は、第1回公判期日前に、控訴趣意書、答弁書、第一審裁判所から送付された訴訟記録について検討を加え（起訴状一本主義、予断排除の原則は、控訴審にはその性質上妥当しない。）、第1回公判期日を迎える。第1回公判期日においては、控訴申立人の控訴趣意書に基づく弁論、相手方の弁論（口頭による意見又は答弁書陳述）が行われるほか、事実の取調べが行われる場合がある。事実の取調べとは、第一審裁判所から送付された訴訟記録等以外の何らかの資料により、実体法上及び訴訟法上の事実の存在を確かめることであり、具体的には、第一審と同様、証人尋問、被告人質問や証拠書類の取調べ等が挙げられる。事実の取調べをしたときは、検察官及び弁護人は、その結果に基づいて弁論をすることができる（同法393条4項）。

控訴審の終局結果としては、前記の控訴棄却決定のほか、控訴棄却判決（同法395条、396条）、原判決破棄判決（同法397条。控訴理由があるとき（同条1項）及び判決後の情状により、原判決を破棄しなければ明らかに正義に反すると認めるとき（同条2項）の判決）、控訴取下げ（同法359条）、公訴棄却（同法338条、339条）等がある。原判決破棄判決は、破棄差戻し（同法398条、400条。事件を原裁判所に差し戻すこと）、破棄移送（同法399条。原判決が、管轄がないのにあるとして判決した場合、事件を管轄第一審裁判所に移送すること）、破棄自判（同法400条ただし書）に分類される。

○ 刑事控訴審訴訟事件の統計について

以上を踏まえ、以下、刑事控訴審訴訟事件を対象として、その審理の状況等を統計データから明らかにする。

順序としては、まず、平成18年1月1日から同年12月31日までの間（本件調査期間）において全国の高等裁判所において終局した刑事控訴審訴訟事件の状況（2.2）を見た上で、刑事控訴審訴訟事件の審理期間等に関する統計データを見ることとする（2.3）。そして、刑事控訴審訴訟事件の審理期間等の経年的推移を概観し（2.4）、最後に、事件数や審理期間等に関する地域的状況（高等裁判所別の統計データ）を見ることとする（2.5）。

2.2 刑事控訴審訴訟事件の状況について

○ 控訴率

【表2】は、本件調査期間に終局した第一審判決人員、それに対する控訴申立人員及び控訴率（第一審判決のうち控訴申立てがあった事件の割合）を示したものである。地方裁判所について見ると、判決で終局した7万3563人のうち控訴申立てのあった人員は7857人、簡易裁判所については、判決で終局した1万2932人のうち控訴申立てのあった人員は769人であり、刑事第一審全体での控訴率は10.0%となっている。

【表2】控訴申立人員及び控訴率（地裁・簡裁）

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	第一審 判決人員	控訴申立 人員	控訴率 %	第一審 判決人員	控訴申立 人員	控訴率 %	第一審 判決人員	控訴申立 人員	控訴率 %
平成18年	86,495	8,626	10.0	73,563	7,857	10.7	12,932	769	5.9

(注) 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。

○ 申立人別控訴申立数・控訴理由別内訳

【表3】は、本件調査期間に終局した控訴事件について、その終局人員と、申立人別の控訴理由の内訳を示している。これを見ると、被告人側控訴が9141人であるのに対し、検察官控訴は258人であり、被告人側控訴の占める割合が圧倒的に高い（なお、控訴は、同一事件について被告人側及び検察官の双方から申し立てることができるため、各人員の合計は総数と一致しない。）。

また、控訴理由については、被告人側控訴、検察官控訴のいずれも量刑不当の割合が最も高いものの、その割合は、被告人側控訴では72.1%、検察官控訴では61.6%であり、被告人側控訴における割合の方が高い。事実誤認による控訴の割合は、被告人側控訴、検察官控訴とも同率（25.2%）となっている。

【表3】控訴申立人別及び控訴理由別の終局人員内訳

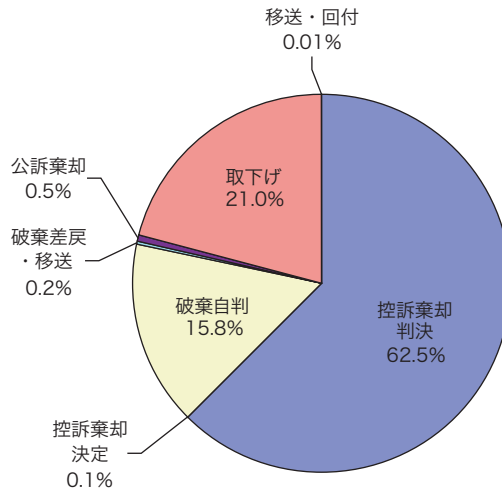
年次	終局人員	被 告 人 側							検 察 官						
		控訴申立人総数	刑法 377条・ 378条	法令適用の誤り (380条)	訴訟手続の法令違反 (379条)	量刑不当 (381条)	事実誤認 (382条)	判決後の情状 (393条2項)	その他	控訴申立人総数	刑法 377条・ 378条	法令適用の誤り (380条)	訴訟手続の法令違反 (379条)	量刑不当 (381条)	事実誤認 (382条)
平成18年	9,344	9,141	(1.7) 157	(8.3) 762	(72.1) 6,594	(25.2) 2,306	(5.4) 494	(0.3) 24	258	(0.4) 1	(15.5) 40	(61.6) 159	(25.2) 65	(0.4) 1	-

- (注) 1 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 2 「その他」は刑の廃止・変更、大赦等である。
 3 取下げが控訴趣意書提出前にされたことなどにより、控訴理由の判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴申立人総数には計上した。
 4 () 内は各控訴申立人総数に対する割合 (%) である。

○ 終局結果別分布

【図4】は、控訴審の終局結果別の分布状況である。控訴棄却が62.6%を占めるが、控訴取下げが21.0%、破棄自判も15.8%に及ぶ。

【図4】 終局結果の分布



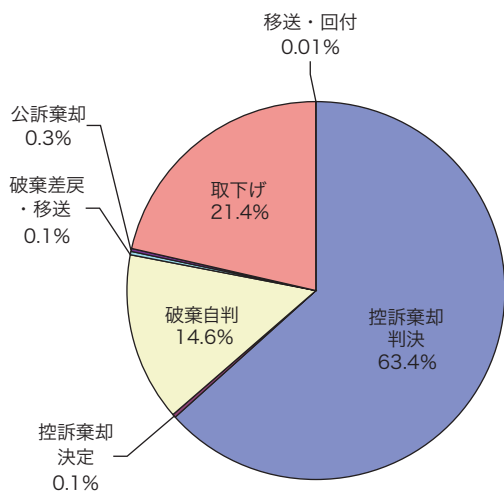
○ 申立人別終局結果

【図5】は被告人側が控訴を申し立てた事件につき、【図6】は検察官が控訴を申し立てた事件につき、それぞれ控訴審の終局結果の分布を示したものである。

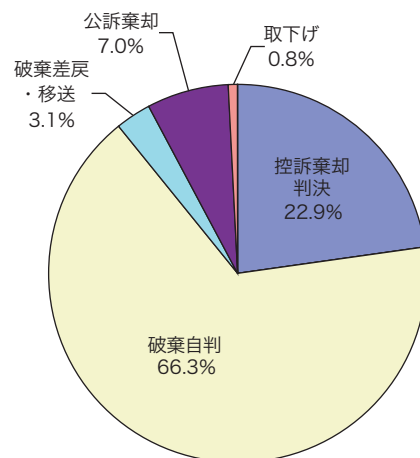
被告人側控訴では、控訴棄却の割合が63.5%と最も高いのに対し、原判決破棄（差戻し・移送及び自判）の割合は14.7%である。一方、検察官控訴では、控訴棄却の割合は22.9%であり、原判決破棄の割合が69.4%と最も高くなっている。

控訴取下げの割合は、被告人側控訴では21.4%であるのに対し、検察官控訴では0.8%（2人）にすぎない。

【図5】 被告人側控訴申立事件の終局結果の分布



【図6】 検察官控訴申立事件の終局結果の分布



2.3 刑事控訴審訴訟事件の審理期間等について

2.3.1 統計データから見る刑事控訴審の審理

平成18年の控訴審事件の平均審理期間は3.2月である。6割を超える事件が3月以内に、9割を超える事件が6月以内に終局している。

平成18年の控訴審事件の平均開廷回数は1.7回である。9割を超える事件が開廷回数2回以内で終局している。

第一審と同様、開廷回数が多い事件ほど平均審理期間が長くなり、また、審理期間が長い事件ほど平均開廷回数が多くなっている。

被告人側控訴事件よりも、検察官控訴事件の方が、平均審理期間が長く、かつ、審理期間の長い事件の割合が高い。

第一審の審理期間が長いほど、控訴審の平均審理期間も長く、審理期間の長い事件の割合が大きくなる。

○ 概況

本件調査期間の刑事控訴審事件の審理の概況は、【表7】のとおりである。

本件調査期間に終局した人員は9344人であるが、その平均審理期間（控訴裁判所が第一審裁判所から訴訟記録の送付を受領した日から控訴審の終局時までの平均期間をいう。）は3.2月であり、地方裁判所第一審の平均審理期間（3.1月）とほぼ同じである。

次に、控訴審の平均開廷回数（第一審と同様、「開廷回数」には、証拠調べを実施した公判準備の回数を含む。）は1.7回（公判が開かれないで終局した事件を母数に加えた数値。これを母数から除外すると、2.1回）であり、地方裁判所第一審の平均開廷回数（2.7回）を下回っている。控訴審の平均取調べ証人数が0.2人であり、地方裁判所第一審の平均取調べ証人数（0.8人）を大きく下回っていることを加味すると、控訴審の平均開廷回数が少ないのは、開廷回数に影響のある証人の取調べが少ないことによるものと考えられる。なお、証人の取調べが少ないのは、控訴審が事後審であり、その審理構造上事実の取調べが限定されることによるものと思われる。

控訴審の平均開廷間隔は1.5月（公判が開かれないで終局した事件を除外して算出した数値）であり、地方裁判所第一審の平均開廷間隔（1.1月）を上回っている。控訴審では、控訴趣意書の提出やこれを踏まえた期日の準備等のための期間を考慮すると、記録受領から第1回公判期日まで少なくとも2か月程度を要するのが通常であるが、大半の事件が第1回公判期日に終結し、第2回公判期日において判決が言い渡されており、第1回公判期日に即日判決となる事件も少なくない。この点で、事後審である控訴審においては、審理期間全体における第1回公判期日までの期間が占める比重は、その期間の点でも、その間に裁判所や訴訟関係人が行う準備活動という点でも、第一審に比較して大きくなっている。

【表7】 刑事控訴審事件の概況データ

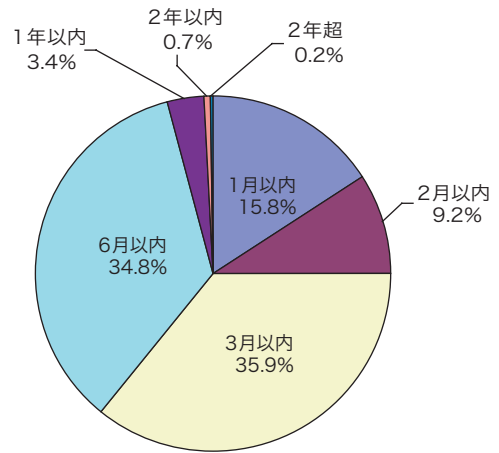
終局人員	9,344
平均審理期間（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	3.2
2年超の事件の割合（％）	0.2
平均開廷回数（回）（公判が開かれずに終局した事件を含む）	1.7
平均開廷回数（回）（公判が開かれずに終局した事件を除外）	2.1
平均開廷間隔（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	1.5
平均取調べ証人数（人）	0.2
弁護士選任率（％）	93.3
国選弁護士選任率（％）	70.4
私選弁護士選任率（％）	24.5
鑑定実施率（％）	0.13
検証実施率（％）	0.04

注：平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいう。以下、特に断らない場合は、控訴取下げなど公判が開かれずに終局した事件についても、平均開廷回数を算出する対象事件に含めている。
 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。この場合の平均開廷回数については、公判が開かれずに終局した事件は算出の対象から除外している（以下、特に断らない限り同様である。）。
 国選弁護士が解任された後に私選弁護士が付いた場合やその逆の場合は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。

○ 審理期間の分布状況

【図8】は、控訴審における審理期間の分布を示したものである。審理期間3月以内の事件が全体の60.9%、6月以内の事件が95.7%を占めている。なお、第一審と異なり、1月以内に終局した事件が相当数あるのは、終局結果別の分布上21.0%を占める控訴取下げにより終局する事件（【図4】参照）の7割以上が1月以内に終局している（【図28】参照）ことが影響しているものと推測される。

【図8】 審理期間の分布



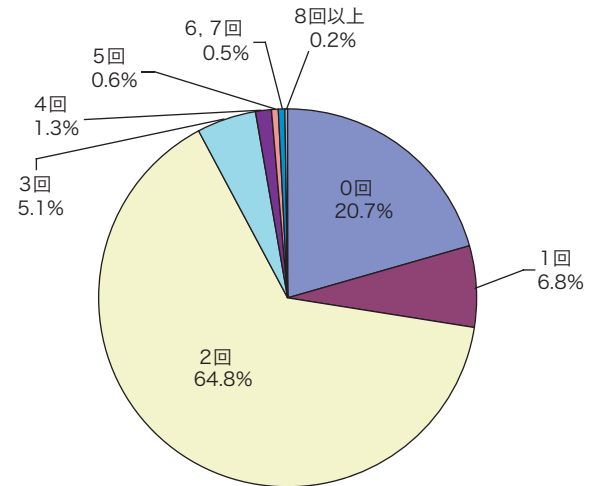
○ 開廷回数の分布状況

【図9】は、控訴事件における開廷回数の分布を示したものである。開廷回数2回以内の事件が全体の92.3%を占めている。開廷回数が少ない事件が大半を占めているのは、前記と同様、控訴審においては、開廷回数を増加させるような証人の取調べが少ないことによるものと考えられる（後掲【図17】によれば、証人数3人以上の事件は終局人員の0.4%（38人）にすぎない。）。なお、開廷回数0回の事件が20.7%を占めているのは、前記のとおり終局結果別の分布上21.0%を占める控訴取下げにより終局する事件のうち、96.1%が開廷回数0回で終局していること（【図30】参照）が影響しているものと推測される。

また、開廷回数2回の事件が全体の64.8%を占めているが、開廷回数が2回の場合とは、通常、第1回公判期日において終結し、第2回公判期日において判決が言い渡される場合であり、控訴審においては、大部分の事件がこのような開廷状況にあることがうかがわれる^{*5}。

なお、開廷回数1回の事件（6.8%）は、その多くが第1回公判期日において終結し、即日判決を言い渡したものであると考えられる。

【図9】 開廷回数の分布



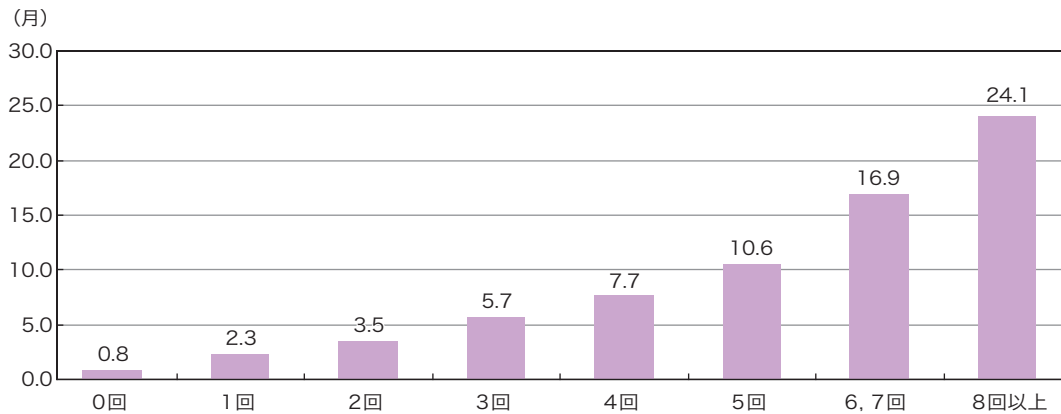
*5 小林充『刑事控訴審の手續及び判決書の実際』（法曹会，平12）は、「ほとんどの事件では、（第一回公判期日前の）段階で審理の方針等について合議が済まされているのが実情である。」（23頁）、「大多数の事件は、第一回公判期日で終結している。」（25頁）とする。

○ 審理期間と開廷回数との関係

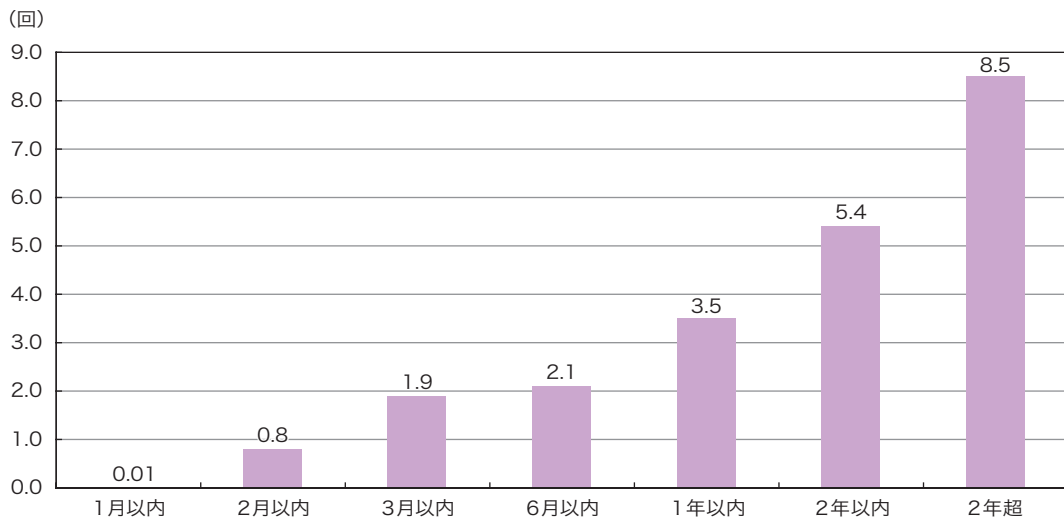
【図10】は開廷回数別の平均審理期間を示したものであり、【図11】は審理期間別の平均開廷回数を示したものである。

いずれも第一審と同様に（第1回報告書168頁【図7】，169頁【図8】参照），開廷回数が多い事件ほど平均審理期間が長く，また，審理期間が長い事件ほど平均開廷回数が多くなっている。

【図10】 開廷回数別の平均審理期間



【図11】 審理期間別の平均開廷回数



○ 控訴申立人と審理期間及び開廷回数との関係

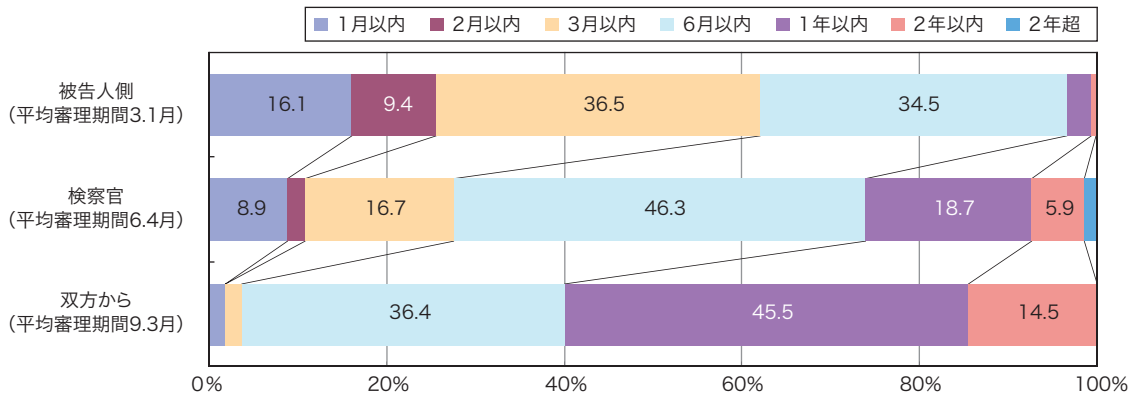
【図12】は、控訴申立人別の平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。被告人側控訴事件よりも、検察官控訴事件の方が、平均審理期間が長く、かつ、審理期間の長い事件の割合が高い。

次に、【図13】は、控訴申立人別の平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。やはり、被告人側控訴事件よりも、検察官控訴事件の方が、平均開廷回数が多く、かつ、開廷回数が多い事件の割合が高い。

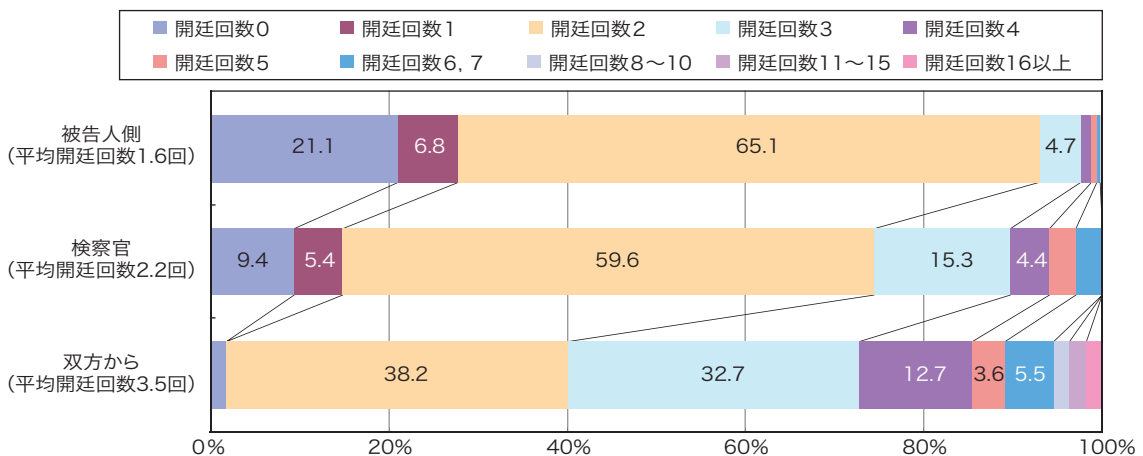
これは、被告人側控訴事件では、前記のとおり、控訴取下げにより終局する事件（短期間で終局し、その大部分が開廷回数0回の事件である。）が21.4%あるのに対し、検察官控訴事件では、控訴取下げにより終局した事件がほとんどないことの影響が考えられる。

また、被告人側控訴事件よりも、検察官控訴事件の方が、平均取調べ証人数が多いこと（後掲【表33】参照）も、審理期間等の差に影響を及ぼしているものと考えられる。しかし、前記のとおり、証人取調べを実施した事件数は少なく、証人3人以上を取り調べた事件数は全体でも38人にすぎないので、このことだけで審理期間等の差を説明することはできないものと思われる。

【図12】 控訴申立人別の平均審理期間及び審理期間の分布



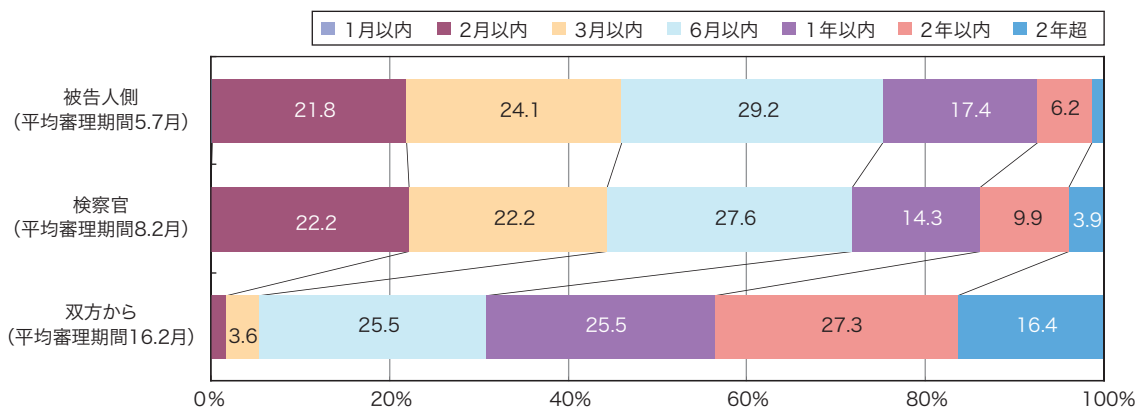
【図13】 控訴申立人別の平均開廷回数及び開廷回数の分布



Ⅲ 刑事訴訟事件に関する分析

この点、【図14】によれば、検察官控訴事件では、被告人側控訴事件と比べ、第一審の平均審理期間が長くなり、第一審の審理期間が1年を超える事件の割合が高くなっている。第一審の審理に長期間を要した事件は、事案が複雑で訴訟記録が膨大となるものもあることを考えると、検察官控訴事件の平均審理期間が、被告人側控訴事件のそれより長くなっているのは、控訴趣意書・答弁書の作成や、控訴裁判所の記録検討に時間を要する事件の割合が高いことが影響しているものと思われる。このことは、破棄理由別の審理期間、開廷回数、取調べ証人数に関して、審理期間の長い事件では、控訴趣意書・答弁書の作成や、控訴裁判所の記録検討に時間を要することが少なくないとの後記の分析や、被告人側控訴事件の平均開廷間隔は1.5月であるのに対し、検察官控訴事件の平均開廷間隔は2.6月とかなり長くなっていること（【表15】）からもうかがわれるところである。

【図14】 控訴申立人別の平均第一審審理期間及び第一審審理期間の分布



【表15】 控訴申立人別の平均開廷間隔

	被告人側	検察官	双方から
平均開廷間隔 (月)	1.5	2.6	2.7

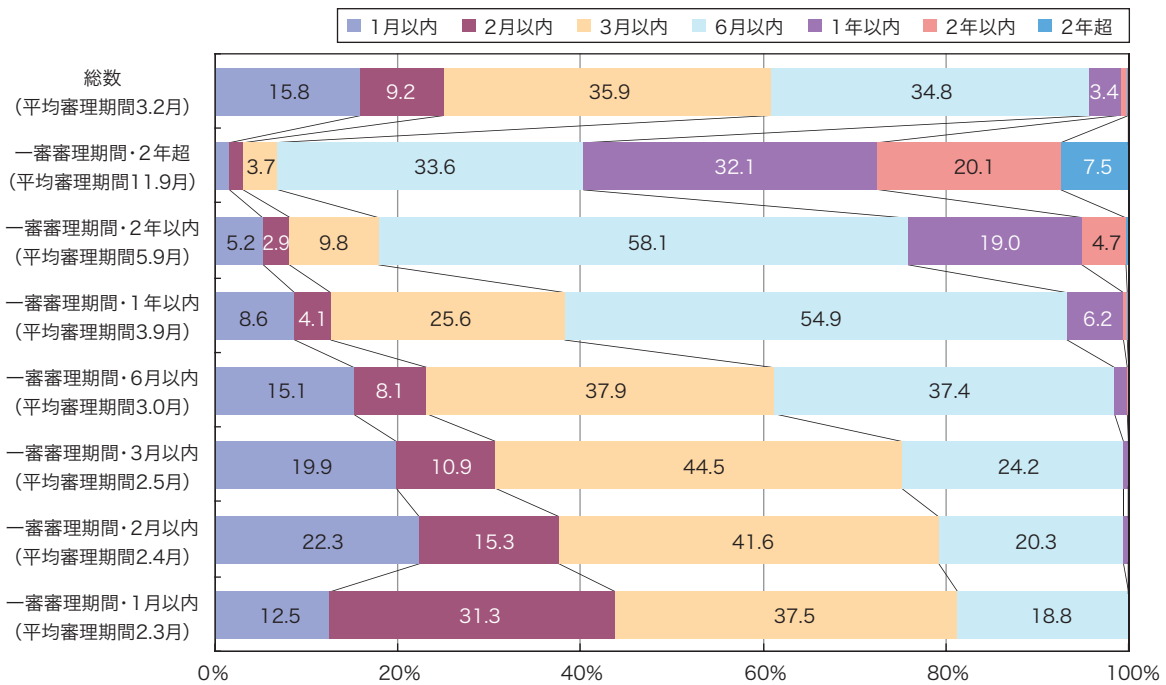
○ 第一審の審理期間別の控訴審の平均審理期間及び審理期間の分布

【図16】は、第一審の審理期間別の控訴審の平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。

第一審の審理期間が長いほど、控訴審の平均審理期間も長く、審理期間の長い事件の割合が増加している。これは、第一審で審理に長期間を要した事件は、事案が複雑で訴訟記録が膨大になるものもあり、そのような事件では、控訴趣意書・答弁書の作成や、控訴裁判所の記録検討に時間を要することも少なくないためと思われる。

なお、第一審の審理期間が2月を超えている事件については、第一審の平均審理期間より控訴審の平均審理期間の方が短い。前記のとおり、控訴審では、事後審として、原則として新たな裁判資料の提出を認めず、第一審で取り調べた証拠に基づき、第一審判決の当否を事後的に審査することから、第一審と比べて総じて審理期間が短くなっているものと考えられる。

【図16】 第一審審理期間別の平均控訴審審理期間及び控訴審審理期間の分布



2.3.2 取調べ証人数と審理期間等との関係

平成18年の控訴事件の平均取調べ証人数は0.2人であり、約9割の事件が証人なしで終局し、証人数2人以上の事件は1.7%にすぎない。

大まかな傾向でいうと、証人数の多い事件ほど平均審理期間が長くなり、かつ、平均開廷回数が多くなる傾向にある。

○ はじめに

第一審の場合、審理期間が長い事件ほど取調べ証人数が多くなるなど、取調べ証人数と審理期間等の間には一定の傾向があることが見て取れた（第1回報告書172頁以下）。

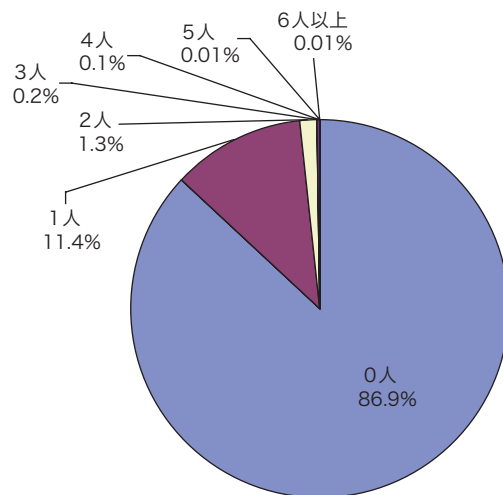
そこで、以下では、同様に、控訴審における取調べ証人数と審理期間等の関係について見ることにする。

○ 取調べ証人数の分布等

【図17】は取調べ証人数の分布を示したものである。控訴審においては、平均取調べ証人数は0.2人と第一審と比べて少なく（【表7】参照）、第一審の倍以上の86.9%の事件が証人なしで終局している。証人を取り調べた事件でも、証人数1人の事件が11.4%で、証人数2人以上の事件は合計1.7%にすぎない（証人数3人以上の事件はわずかに0.4%（38人）である。）。このように、控訴審では多くの事件で証人の取調べがされず、証人の取調べがされた事件でもその人数は極めて少ないのであり、これは前記と同様、控訴審の事後審としての性質によるものと考えられる。

以上のとおり、控訴審においては、証人の取調べがされた事件が少ないことから、取調べ証人数に焦点を当てた検討をしても、必ずしも有意なデータを得ることができない。以下の検討も、大まかな傾向等を見ることにとどまることに留意する必要がある。

【図17】 取調べ証人数の分布



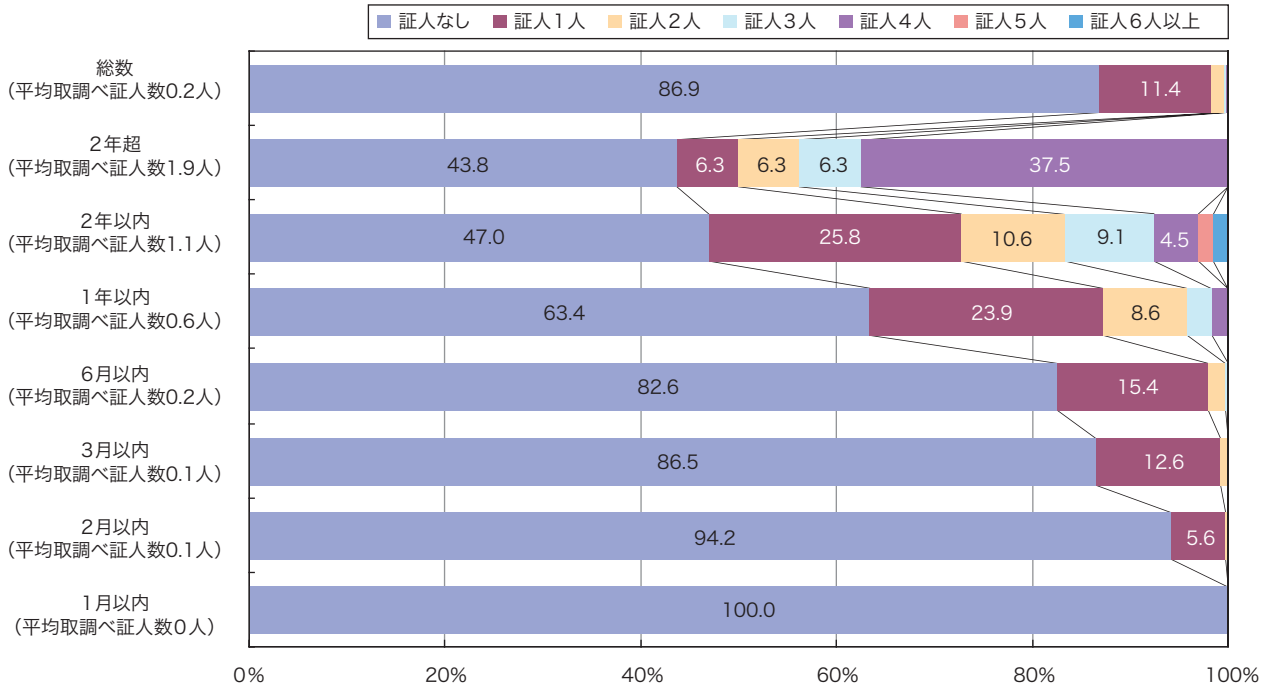
終局 人員	取調べ証人数						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人 以上
(100.0) 9,344	(86.9) 8,177	(11.4) 1,066	(1.3) 123	(0.2) 22	(0.1) 14	(0.01) 1	(0.01) 1

(注) ()内は終局人員に対する割合 (%) である。

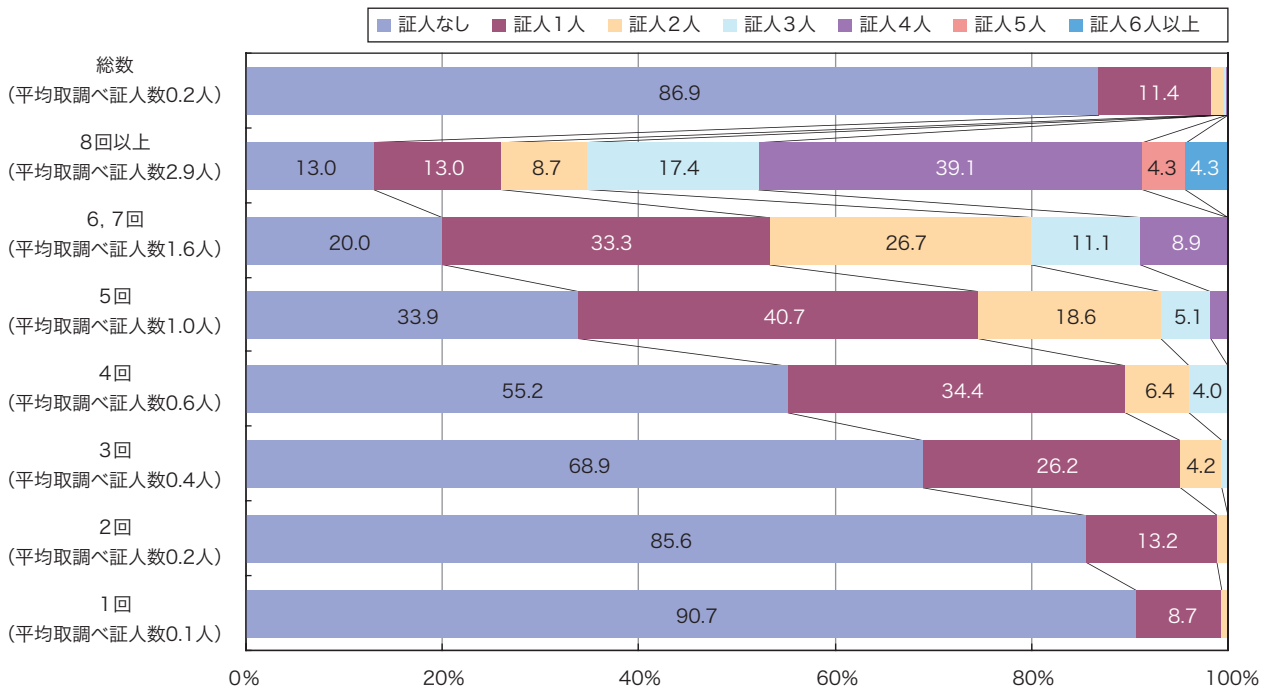
【図18】は、審理期間別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。審理期間6月以内の事件では、証人数2人以上の事件はほとんどなく、また、前記のとおり、証人数3人以上の事件はわずか0.4%（38人）であるが、そのうちほとんどが審理期間が6月を超える事件である。

【図19】は、開廷回数別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。証人数3人以上の事件のほとんどが開廷回数4回以上の事件である。

【図18】 審理期間別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布



【図19】 開廷回数別平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布

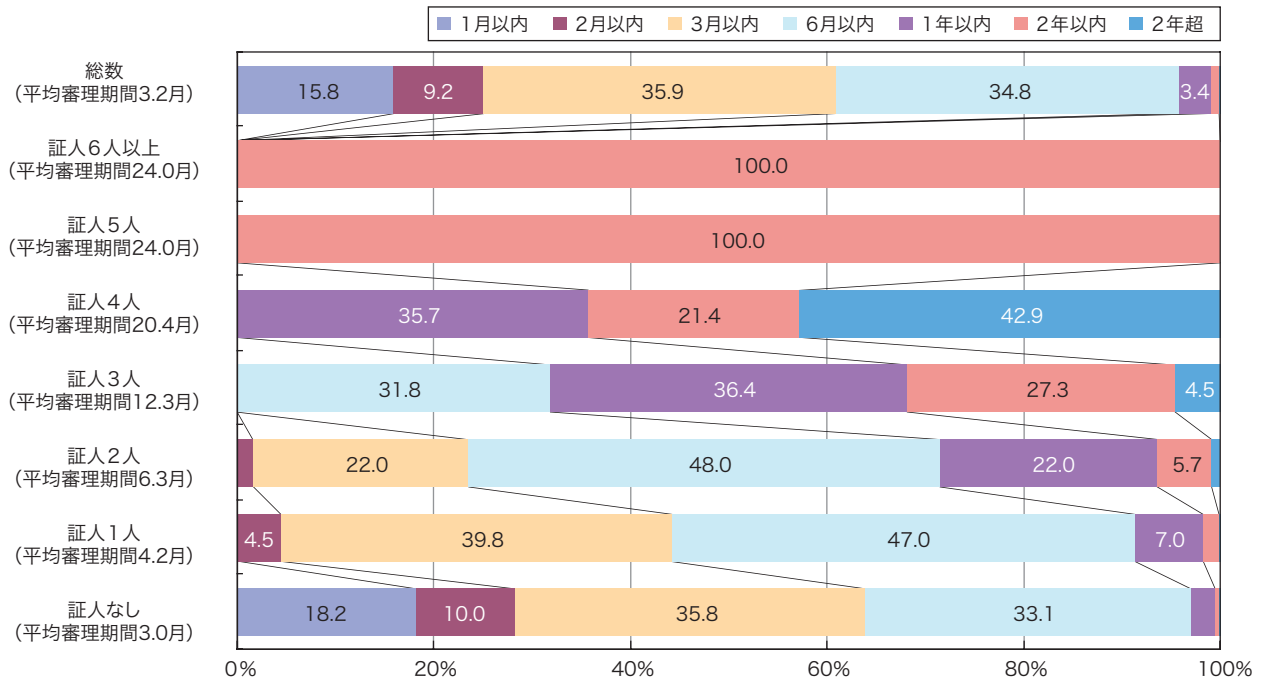


Ⅲ 刑事訴訟事件に関する分析

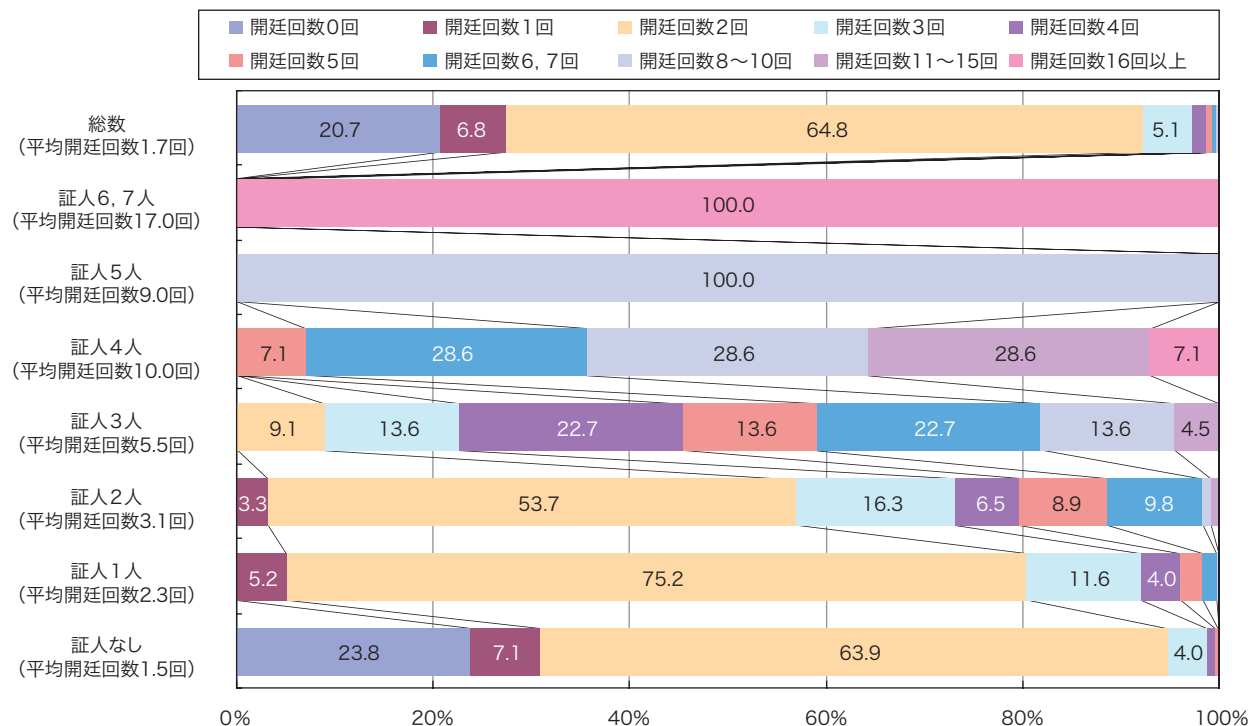
【図20】は、取調べ証人数別の平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。証人数3人以上の事件の多くが審理期間6月を超えている。

【図21】は、取調べ証人数別の平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。証人数3人以上の事件のほとんどが開廷回数3回以上であり、証人数4人以上の事件ではすべて開廷回数5回以上となっている。

【図20】 取調べ証人数別の平均審理期間及び審理期間の分布



【図21】 取調べ証人数別の平均開廷回数及び開廷回数の分布



2.3.3 控訴理由と審理期間等との関係

量刑不当及び判決後の情状を控訴理由とする事件は、事実誤認を控訴理由とする事件よりも平均審理期間が短く、かつ、平均開廷回数が少ない傾向にある。これは、量刑不当や判決後の情状を控訴理由とする事件の場合、控訴審での調査内容が複雑ではなく、審理に時間を要しないからであると思われる。

一方、量刑不当及び判決後の情状を控訴理由とする事件は、事実誤認を控訴理由とする事件よりも事実の取調べが行われる場合が多い。

また、控訴審では、被告人質問が実施されない事件が一定数あり、特に控訴棄却により終局する事件では、被告人質問が実施されないものが相当数ある。

○ はじめに

前記のとおり、控訴裁判所は控訴理由の有無を調査しなければならず（刑訴法392条1項）、控訴審における審理もこの調査に充てられることになるから、控訴理由別の統計データを見ることで、控訴審における審理の実情を明らかにすることができるものと考えられる。控訴審では、自白・否認別のデータを取っていないが、控訴理由が、量刑不当（及び判決後の情状）のみの事件は、有罪・無罪が争点とならない点で第一審での自白事件に相当するものと見ることもでき、また、事実誤認は、同じく否認事件に相当するものということができよう。

以下、控訴理由と審理期間等との関係について見ることにする。

なお、以下の数値では、控訴に当たり複数の控訴理由が挙げられた場合については、それぞれの控訴理由ごとに重複して計上されている。また、前記のとおり、判決後の情状は、厳密な意味での控訴理由ではないが、便宜上これを控訴理由の一類型として扱うこととする。

○ 控訴理由別の事件数の分布

前記のとおり、控訴理由別の事件数は、被告人側控訴、検察官控訴いずれについても、量刑不当を控訴理由とするものが最も多く、次いで、事実誤認を控訴理由とするものが多い（【表3】参照）。

○ 控訴理由と審理期間との関係

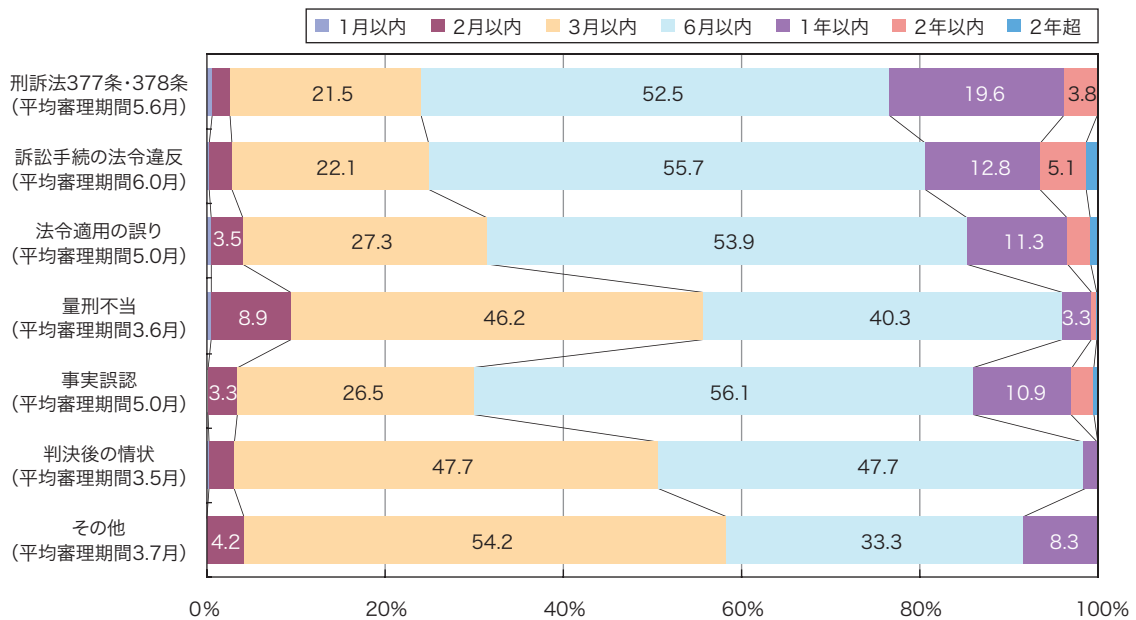
【図22】は、控訴理由別の平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。

量刑不当を控訴理由とする事件の平均審理期間は3.6月、判決後の情状を控訴理由とする事件の平均審理期間は3.5月であり、それ以外の事件の平均審理期間がいずれも5月以上になっているのに比較して短くなっている。

審理期間の分布を見ても、量刑不当や判決後の情状を控訴理由とする事件では、いずれも95%を超える事件が6月以内に終局している。事実誤認を控訴理由とする事件でも、86.0%の事件で6月以内に終局しているが、審理期間が6月を超える事件も相応にある（14.0%）。

このように、量刑不当や判決後の情状を控訴理由とする事件が比較的短期間に終局しているのは、この種の事件の場合、控訴審において調査すべき内容がさほど複雑ではなく、審理等に時間を要しないためであると考えられる（情状証人を取り調べる場合でも第1回期日で尋問が終了することが多い。）。

【図22】 控訴理由別の平均審理期間及び審理期間の分布



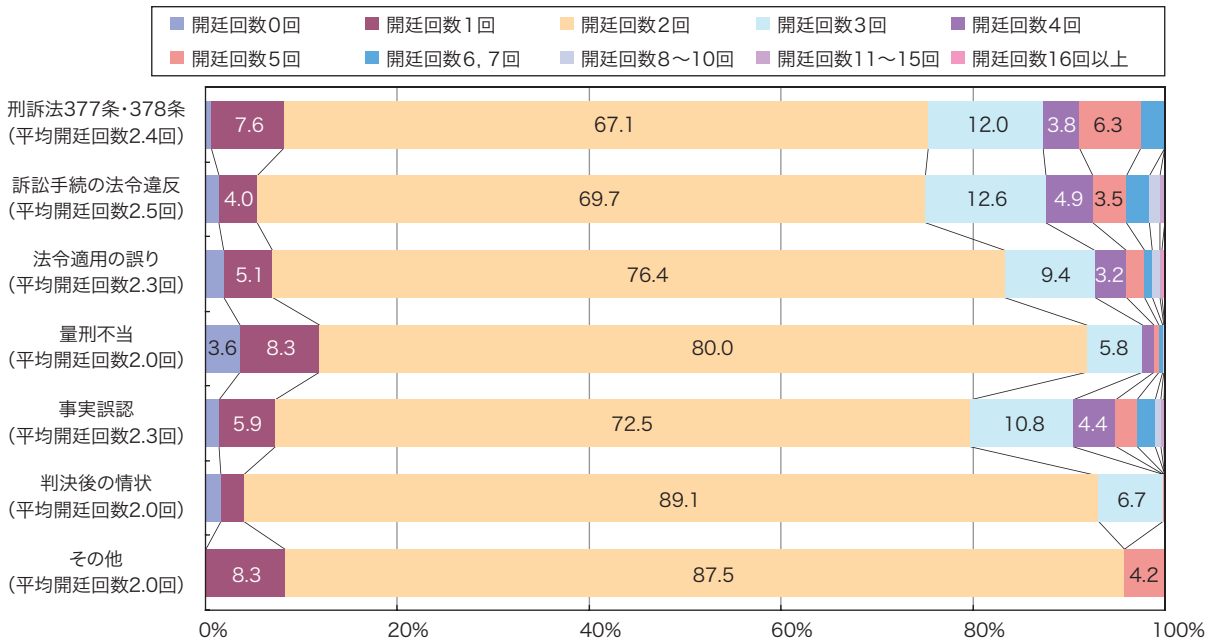
○ 控訴理由と開廷回数との関係

【図23】は、控訴理由別の平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。

量刑不当や判決後の情状を控訴理由とする事件の平均開廷回数はいずれも2.0回となっており、他の事件と比較して少なくなっている。開廷回数の分布を見ても、量刑不当や判決後の情状を控訴理由とする場合は、いずれも90%を超える事件が開廷回数2回以内で終局している^{*6}のに対し、事実誤認を控訴理由とする場合は、20%を超える事件が開廷回数3回以上を要している。

量刑不当や判決後の情状を控訴理由とする事件が比較的少ない開廷回数で終局しているのは、死刑や無期懲役・禁錮が求刑されるような事件を除き、前記と同様、この種の事件の場合、控訴審において調査すべき内容がさほど複雑ではなく、証人を取り調べる場合も短時間で尋問を終了する情状証人であるため、審理に時間を要しないためであると考えられる。

【図23】 控訴理由別の平均開廷回数及び開廷回数の分布



○ 控訴理由と事実の取調べとの関係

【図24】は、控訴理由別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。量刑不当を控訴理由とする事件、判決後の情状を控訴理由とする事件及び事実誤認を控訴理由とする事件の平均取調べ証人数は、いずれも0.2人となっており、差異は見られない。取調べ証人数の分布を見ると、取調べ証人数なしの事件の割合は、量刑不当や判決後の情状を控訴理由とする事件よりも事実誤認を控訴理由とする事件の方が若干上回っている。

【図25】は、控訴理由別に控訴審における事実の取調べが行われた人員とその内容を示したものである。量刑不当と判決後の情状を控訴理由とする事件において、事実の取調べが行われた人員の割合がやや高く、特に、被告人質問と他の事実の取調べ^{*7}が行われた人員の割合が高くなっている。

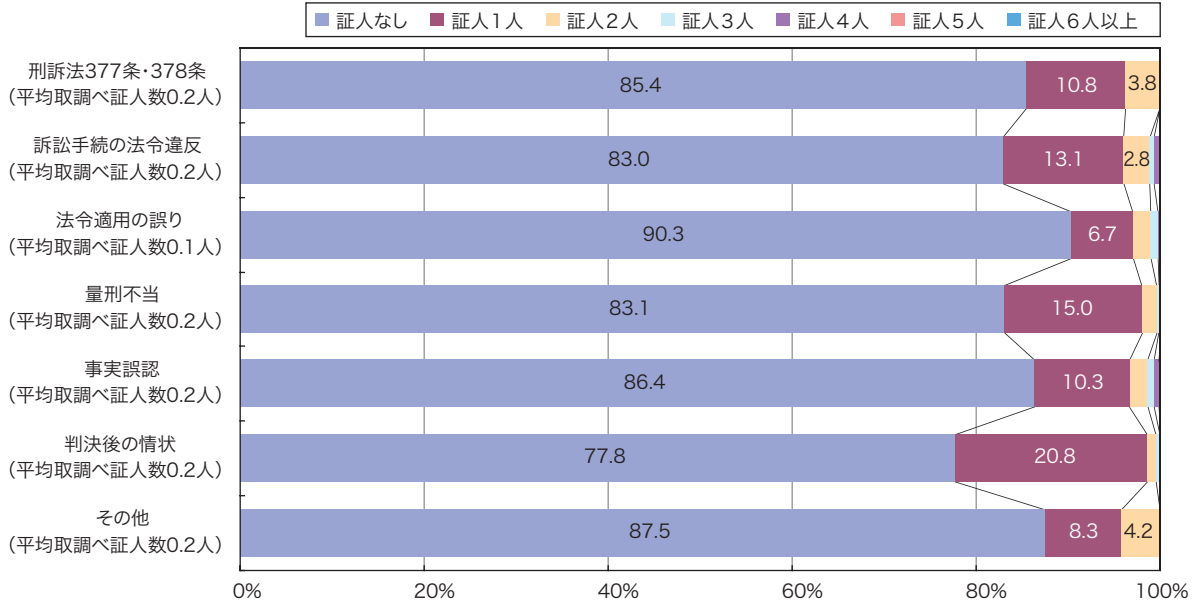
*6 開廷回数が2回の場合とは、通常、第1回公判期日において終結し、第2回公判期日において判決が言い渡される場合であることは、前記のとおりである。

*7 ここでいう「他の事実の取調べ」とは、前記のとおり、証人尋問や証拠書類の取調べ等である。

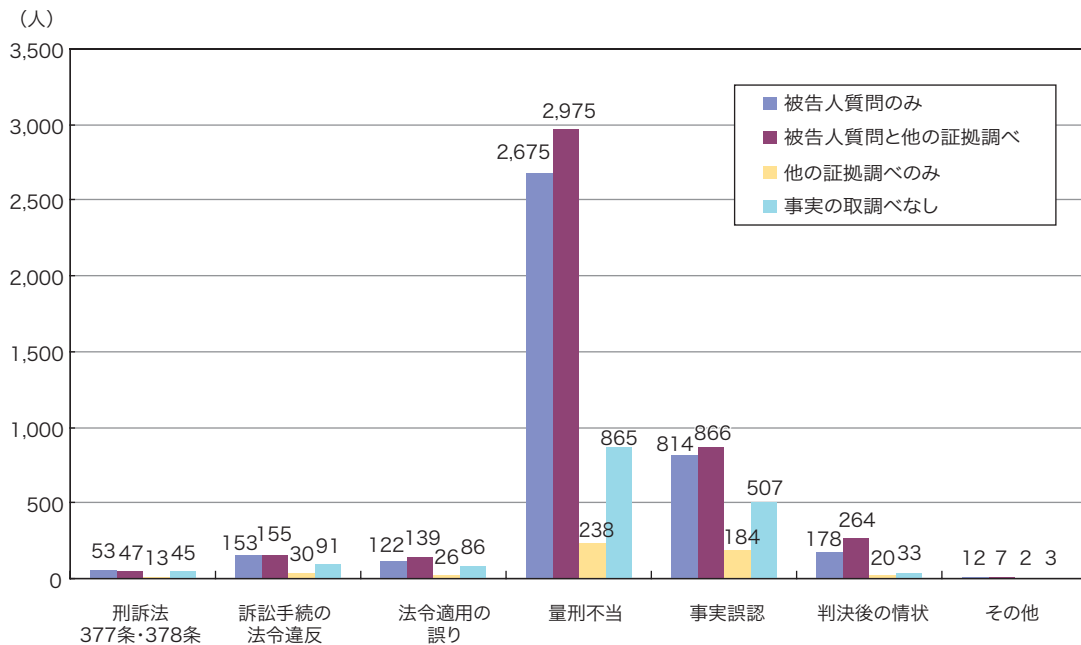
III 刑事訴訟事件に関する分析

以上から、量刑不当や判決後の情状を控訴理由とする事件の方が、事実誤認等を控訴理由とする事件より、証人の取調べ、被告人質問その他の事実の取調べが行われる場合が多いといえることができる^{*8}。

【図24】 控訴理由別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布



【図25】 控訴理由別の控訴審における事実の取調べの行われた人員とその内容



(注) 「その他」とは、再審事由 (383条1号)、不適当な控訴理由を掲げた場合等をいう。

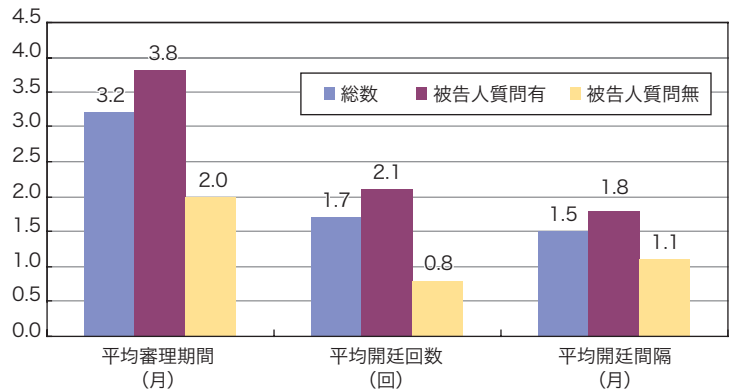
*8 小林・前掲注5は、「事実誤認の主張がある事件であっても、格別問題のないものであれば、事実取調べの請求は却下される例が多い。もっとも、情状に関しては、在廷証人や被告人質問について、必要性が少なくとも、立証事項や尋問時間を制限した上で、証人尋問や被告人質問を行う例も多く見られる。」とする (同書25頁)。

なお、【図26】は、被告人質問の有無別の平均審理期間等を示したものである。被告人質問を実施した事件では、実施しない事件と比べ、平均審理期間が長く、平均開廷回数も多くなっており、平均開廷間隔も長い。被告人質問を実施しなかった事件の平均審理期間が短いのは、後掲【表27】、【図28】及び【図30】のとおり、その大部分が公判を開くことなく1月以内に終局している控訴取下げにより終局した事件が多く含まれていることの影響が大きいものと考えられる。

【表27】は、終局結果別に、被告人質問の有無別の終局人員数を示したものである。破棄自判により終局した事件のほとんどで被告人質問が行われている反面、控訴取下げにより終局した事件のほとんどで被告人質問が行われていない。また、控訴棄却により終局した事件の2割弱（18.3%）では被告人質問が行われていない。

前記のとおり、控訴取下げにより終局した事件の大部分は公判が開かれず終局しており、このような事件では当然のことながら被告人質問が行われない。そこで、控訴取下げにより終局した事件以外の総数（7386人）中、被告人質問が実施されない事件（1274人）の割合は、17.2%であり、そのほとんどが控訴棄却により終局した事件である。控訴審においては、被告人質問が実施されない事件が一定数あり、特に控訴棄却により終局する事件では、被告人質問が実施されないものが相当数あることが見て取れる。これも、控訴審の事後審としての構造が影響しているものと考えられる。

【図26】被告人質問の有無別の平均審理期間・平均開廷回数・平均開廷間隔



【表27】控訴審の終局結果別及び被告人質問の有無別の終局人員

	総数	被告人質問有	被告人質問無
破棄自判	(100.0) 1,474	(90.1) 1,328	(9.9) 146
破棄差戻し・移送	(100.0) 16	(12.5) 2	(87.5) 14
控訴棄却	(100.0) 5,851	(81.7) 4,781	(18.3) 1,070
取下げ	(100.0) 1,958	(0.6) 11	(99.4) 1,947
公訴棄却	(100.0) 44	(2.3) 1	(97.7) 43
移送・回付	(100.0) 1	-	(100.0) 1

(注) () 内は総数に対する割合 (%) である。

2.3.4 控訴審の終局結果と審理期間等との関係

破棄自判により終局した事件は、控訴棄却により終局した事件よりも平均審理期間が長く、平均開廷回数もやや多くなる傾向にある。これは、破棄自判により終局した事件の方が平均取調べ証人数が多いことなどが影響していると考えられる。

○ はじめに

前記のとおり、控訴裁判所は、第一審判決の当否を審査し、その審査の結果に基づいて終局判決を言い渡すものであるから、その終局結果により、控訴審の審理の経過等に違いが生ずることは容易に推測され得るところである。

そこで、以下、控訴審の終局結果と審理期間等との関係について、終局結果別、破棄理由別のそれぞれの観点から見ることにする。なお、終局結果別に検討する場合は、件数の多い破棄自判と控訴棄却との比較を中心にして行うこととし、また、破棄理由別に検討する場合も、件数の多い量刑不当・判決後の情状と事実誤認との比較を中心にして行うこととする。

○ 控訴審の終局結果別の平均審理期間及び審理期間の分布

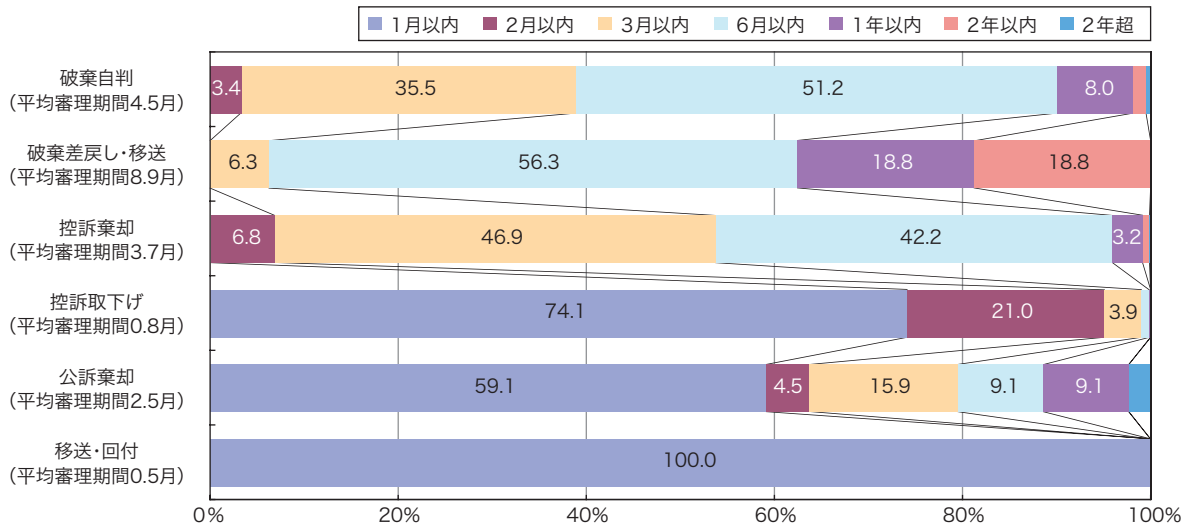
【図28】は、控訴審の終局結果別の平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。

破棄自判により終局した事件の平均審理期間は4.5月となっており、控訴棄却により終局した事件の平均審理期間（3.7月）より長く、審理期間が長い事件の割合も高くなっている。これは、破棄自判により終局した事件の方が取調べ証人数が多い（後掲【図32】参照）ことも影響していると考えられる。

さらに、【表29】により、控訴申立人別に、終局結果別及び控訴理由別の平均審理期間を見ると、被告人側控訴事件では、量刑不当、事実誤認、判決後の情状いずれを控訴理由とする事件でも、控訴棄却により終局する場合より、破棄自判により終局する場合の方が平均審理期間がやや長くなっている。これに対し、検察官控訴事件では、控訴棄却により終局する場合と破棄自判により終局する場合とで平均審理期間にほとんど差がなく、量刑不当を控訴理由とする事件では、控訴棄却により終局する場合の方が、破棄自判により終局する場合より平均審理期間が長くなっている。

なお、控訴取下げにより終局した事件の74.1%が1月以内に終局しているが、後掲【図30】のとおり、控訴取下げにより終局した事件の96.1%が公判を開かずに終局していることが影響しているものと考えられる。

【図28】 控訴審の結果別の平均審理期間及び審理期間の分布



【表29】 控訴申立人別の控訴審における終局区分別の控訴理由別内訳（平均審理期間）

終局区分	控訴理由	総数	被告人側							検察官					
			刑法377条・378条	訴訟手続の法令違反(379条)法令適用の誤り(380条)	量刑不当(381条)	事実の誤認(382条)	判決後の情状(393条2項)	その他	刑法377条・378条	訴訟手続の法令違反(379条)法令適用の誤り(380条)	量刑不当(381条)	事実の誤認(382条)	判決後の情状(393条2項)	その他	
総数	人員数 平均審理期間(月)	10,603 4.1	157 5.6	762 5.4	6,594 3.5	2,306 4.8	494 3.5	24 3.7	1 2.5	40 9.3	159 5.9	65 12.7	1 4.5	-	
控訴棄却	判決	人員数 平均審理期間(月)	8,023 3.9	126 5.3	602 5.1	5,038 3.5	1,879 4.6	300 3.5	15 3.8	-	2 9.0	46 7.3	15 12.4	-	-
	決定	人員数 平均審理期間(月)	1 4.5	-	-	1 4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破棄	自判	人員数 平均審理期間(月)	2,163 5.0	29 7.5	136 6.8	1,247 4.1	367 6.1	181 3.6	9 3.5	-	37 9.5	112 5.4	44 12.3	1 4.5	-
	差戻し・移送	人員数 平均審理期間(月)	32 7.3	1 4.5	8 4.5	5 6.3	10 5.4	-	-	1 2.5	-	1 9.0	6 15.8	-	-
公訴棄却	人員数 平均審理期間(月)	18 4.4	-	-	11 4.5	7 4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	
	取下げ	人員数 平均審理期間(月)	366 1.9	1 0.5	16 1.9	292 1.8	43 2.5	13 3.0	-	-	1 1.5	-	-	-	-
移送・回付	人員数 平均審理期間(月)	- -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

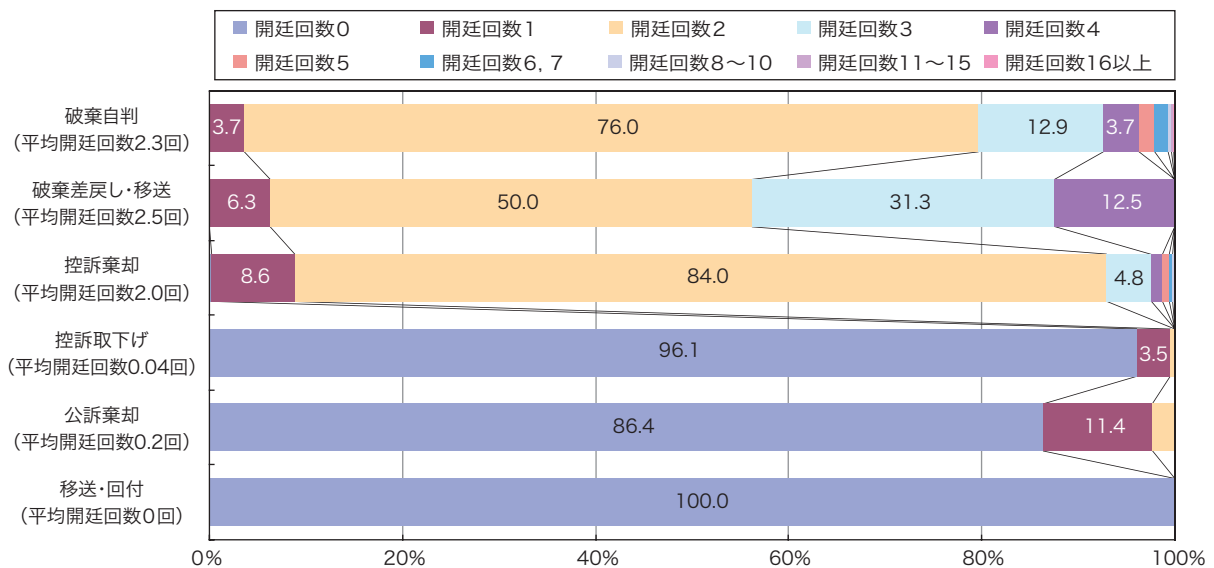
(注) 1 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 2 「その他」は刑の廃止・変更、大赦等である。
 3 控訴趣意書提出前取下げ等で理由の判明しなかった場合は掲げていない。

○ 控訴審の終局結果別の平均開廷回数及び開廷回数の分布

【図30】は、控訴審の終局結果別の平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。

破棄自判により終局した事件の平均開廷回数は2.3回であり、控訴棄却により終局した事件（2.0回）よりやや多くなっており、また、開廷回数が多い事件の割合が高い。さらに、【表31】により、控訴申立人別に、終局結果別及び控訴理由別の平均開廷回数を見ると、被告人側控訴の場合は、破棄自判により終局した事件の方が、控訴棄却で終局した事件より平均開廷回数が多くなっているが、検察官控訴事件では、両者の平均開廷回数にほとんど違いがない。

【図30】 控訴審の結果別の平均開廷回数及び開廷回数の分布



【表31】 控訴申立人別の控訴審における終局区分別の控訴理由別内訳（平均開廷回数）

控訴理由		総 数	被 告 人 側						検 察 官						
			刑訴法 377条・ 378条	訴訟手続の法令違反 (379条) 法令適用の誤り (380条)	量刑不当 (381条)	事実の誤認 (382条)	判決後の情状 (393条2項)	その他	刑訴法 377条・ 378条	訴訟手続の法令違反 (379条) 法令適用の誤り (380条)	量刑不当 (381条)	事実の誤認 (382条)	判決後の情状 (393条2項)	その他	
終局区分	総 数	人員数	10,603	157	762	6,594	2,306	494	24	1	40	159	65	1	-
		平均開廷回数(回)	2.1	2.4	2.4	2.0	2.3	2.0	2.0	1.0	2.6	2.4	3.5	2.0	-
控訴 棄却	判 決	人員数	8,023	126	602	5,038	1,879	300	15	-	2	46	15	-	-
		平均開廷回数(回)	2.1	2.2	2.3	2.0	2.2	2.0	2.1	-	3.0	2.6	3.6	-	-
控訴 棄却	決 定	人員数	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		平均開廷回数(回)	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破棄	自 判	人員数	2,163	29	136	1,247	367	181	9	-	37	112	44	1	-
		平均開廷回数(回)	2.5	3.2	3.0	2.3	3.0	2.1	1.9	-	2.6	2.4	3.6	2.0	-
	差戻し ・移送	人員数	32	1	8	5	10	-	-	1	-	1	6	-	-
		平均開廷回数(回)	2.4	2.0	2.1	2.4	2.6	-	-	1.0	-	4.0	2.5	-	-
公訴棄却	人員数	18	-	-	11	7	-	-	-	-	-	-	-	-	
	平均開廷回数(回)	0.4	-	-	0.5	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	
取下げ	人員数	366	1	16	292	43	13	-	-	1	-	-	-	-	
	平均開廷回数(回)	0.2	0	0.3	0.2	0.4	0.5	-	-	0	-	-	-	-	
移送・回付	人員数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	平均開廷回数(回)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

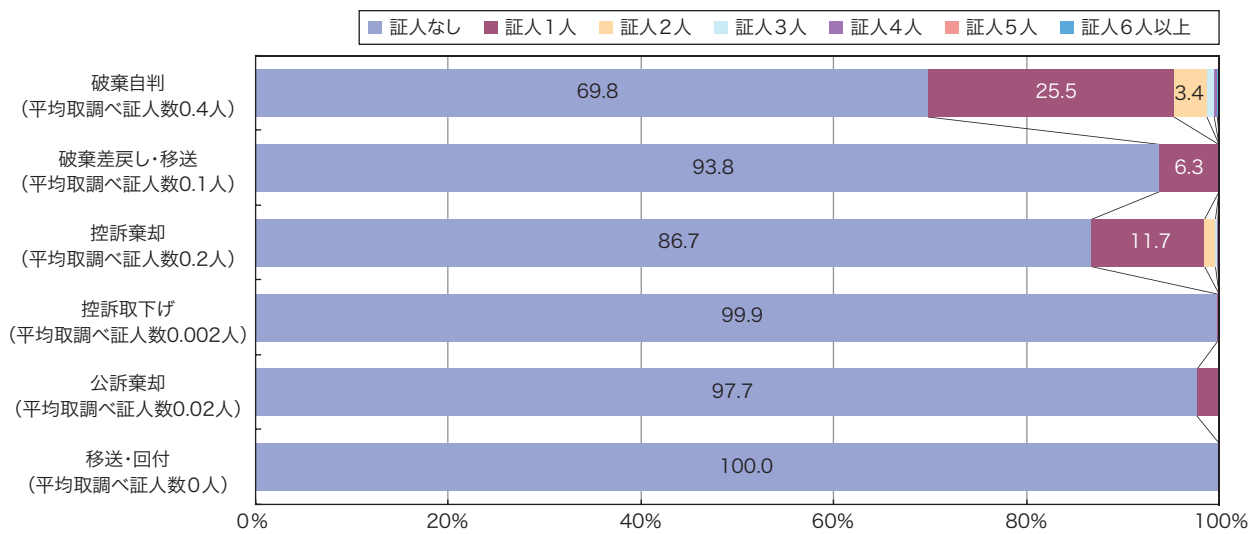
- (注) 1 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 2 「その他」は刑の廃止・変更、大赦等である。
 3 控訴趣意書提出前取下げ等で理由の判明しなかった場合は掲げていない。

○ 控訴審の終局結果別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布

【図32】は、控訴審の終局結果別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。

破棄自判により終局した事件では、平均取調べ証人数（0.4人）が、控訴棄却により終局した事件（0.2人）より多くなっており、その3割余りの事件で証人が取り調べられている。さらに、【表33】により、控訴申立人別に、終局結果別及び控訴理由別の平均取調べ証人数を見ると、被告人側控訴の場合は、破棄自判で終局した事件の方が、控訴棄却で終局した事件より平均証人数が多くなっているが、検察官控訴事件では、両者にほとんど違いはない。

【図32】 控訴審の結果別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布



【表33】控訴申立人別の控訴審における終局区分別の控訴理由別内訳（平均証人数）

控訴理由		総 数	被告人側（平均取調べ証人数0.1人）						検察官（平均取調べ証人数0.4人）						
			刑訴法 377条・ 378条	訴訟手続の法令違反 (379条) 法令適用の誤り (380条)	量刑不当 (381条)	事実の誤認 (382条)	判決後の情状 (393条2項)	その他	刑訴法 377条・ 378条	訴訟手続の法令違反 (379条) 法令適用の誤り (380条)	量刑不当 (381条)	事実の誤認 (382条)	判決後の情状 (393条2項)	その他	
終局区分	総数	人員数	10,603	157	762	6,594	2,306	494	24	1	40	159	65	1	-
		平均証人数(人)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0	0.4	0.4	0.8	0	-
控訴 棄却	判決	人員数	8,023	126	602	5,038	1,879	300	15	-	2	46	15	-	-
		平均証人数(人)	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	-	0.5	0.5	0.7	-	-
決定	人員数	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平均証人数(人)	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破棄	自判	人員数	2,163	29	136	1,247	367	181	9	-	37	112	44	1	-
		平均証人数(人)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.1	-	0.4	0.4	1.0	0	-
差戻し ・移送	人員数	32	1	8	5	10	-	-	1	-	1	6	-	-	
	平均証人数(人)	0.03	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0.2	-	-	
公訴棄却	人員数	18	-	-	11	7	-	-	-	-	-	-	-	-	
	平均証人数(人)	0.06	-	-	0.09	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
取下げ	人員数	366	1	16	292	43	13	-	-	1	-	-	-	-	
	平均証人数(人)	0.01	0	0	0.01	0	0	-	-	0	-	-	-	-	
移送・回付	人員数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	平均証人数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

- (注) 1 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 2 「その他」は刑の廃止・変更、大赦等である。
 3 控訴趣意書提出前取下げ等で理由の判明しなかった場合は掲げていない。

○ 破棄理由別の平均審理期間、平均開廷回数、平均取調べ証人数及びその分布

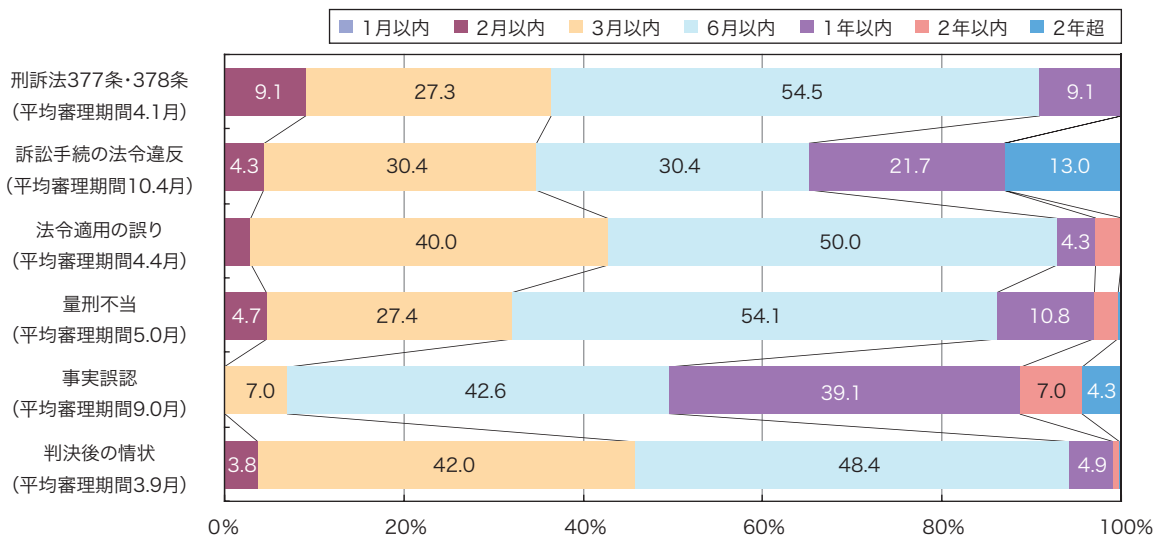
【図34】は、原判決破棄により終局した事件について、その破棄理由別の平均審理期間及び審理期間の分布を示したものである。訴訟手続の法令違反（10.4月）、事実誤認（9.0月）を破棄理由とする事件の平均審理期間が長くなっており、審理期間が長い事件の割合も高くなっている。

次に、【図35】は、破棄理由別の平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。上記のとおり、平均審理期間では、訴訟手続の法令違反及び事実誤認を破棄理由とする事件の平均審理期間が、他の破棄理由の事件と比べ、相当長くなっていたが、平均開廷回数では、事実誤認を破棄理由とする事件の平均開廷回数がやや多くなっているほかは、特に大きな違いがない。後記のとおり、事実誤認を破棄理由とする事件では、平均取調べ証人数がやや多いことが影響していると思われる。

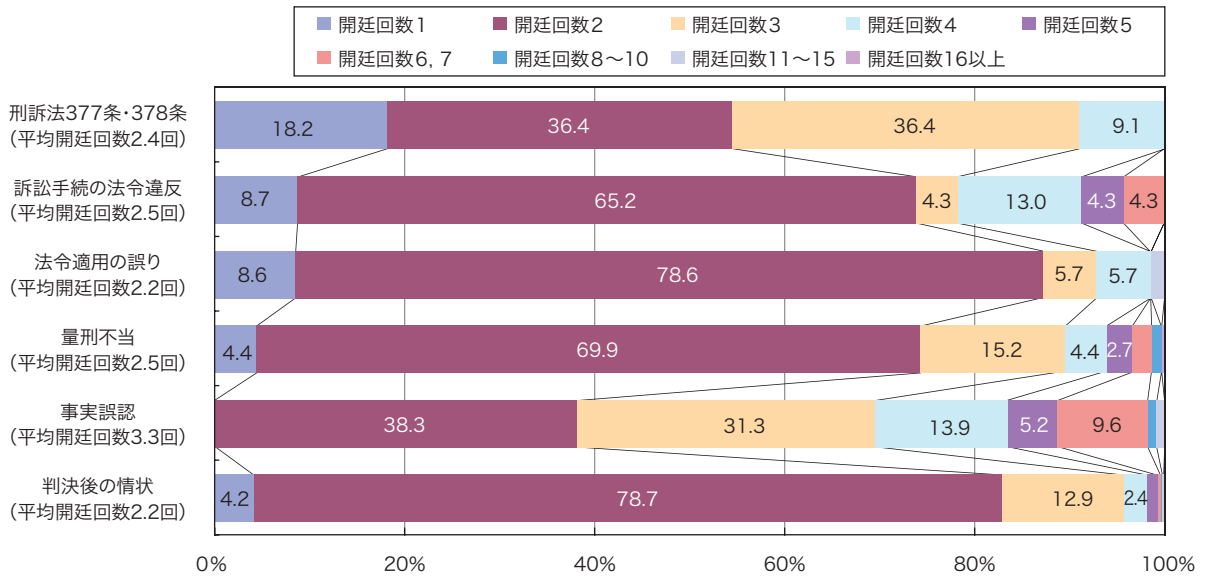
また、【図36】は、破棄理由別に、平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである。前記のとおり、比較的平均開廷回数の多い（3.3回）事実誤認を破棄理由とする事件の平均取調べ証人数が0.6人と多くなっているが、平均審理期間の長い訴訟手続の法令違反を破棄理由とする事件（0.1人）より、量刑不当・判決後の情状を破棄理由とする事件の方が、平均証人数が多くなっている。

このように、事実誤認及び訴訟手続の法令違反を破棄理由とする事件は、他の終局理由の事件より平均審理期間が相当長くなっているところ、事実誤認を破棄理由とする事件では、平均開廷回数及び平均取調べ証人数がやや多くなっており、これが審理期間を長くする要因の一つになっていると考えられるが、訴訟手続の法令違反を破棄理由とする事件では、このような要因はうかがわれない。そして、控訴事件では、証人調べを実施する事件の割合が低いことや、平均審理期間の長い事件では平均開廷間隔が長くなる傾向があることを考慮すると、審理期間の長い事件では、事案が複雑で原審の訴訟記録が膨大になるものもあり、そのような事件では、控訴趣意書・答弁書の作成や、控訴裁判所の記録検討に時間を要することも少なくないことがより強く影響しているのではないかと推測される。

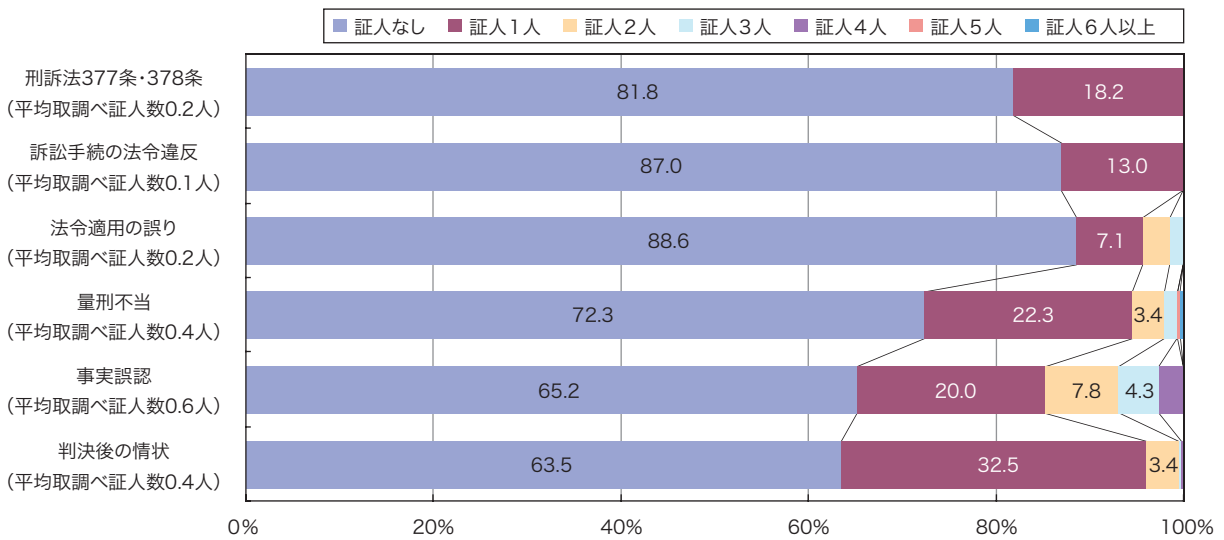
【図34】 破棄理由別の平均審理期間及び審理期間の分布



【図35】 破棄理由別の平均開廷回数及び開廷回数の分布



【図36】 破棄理由別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布



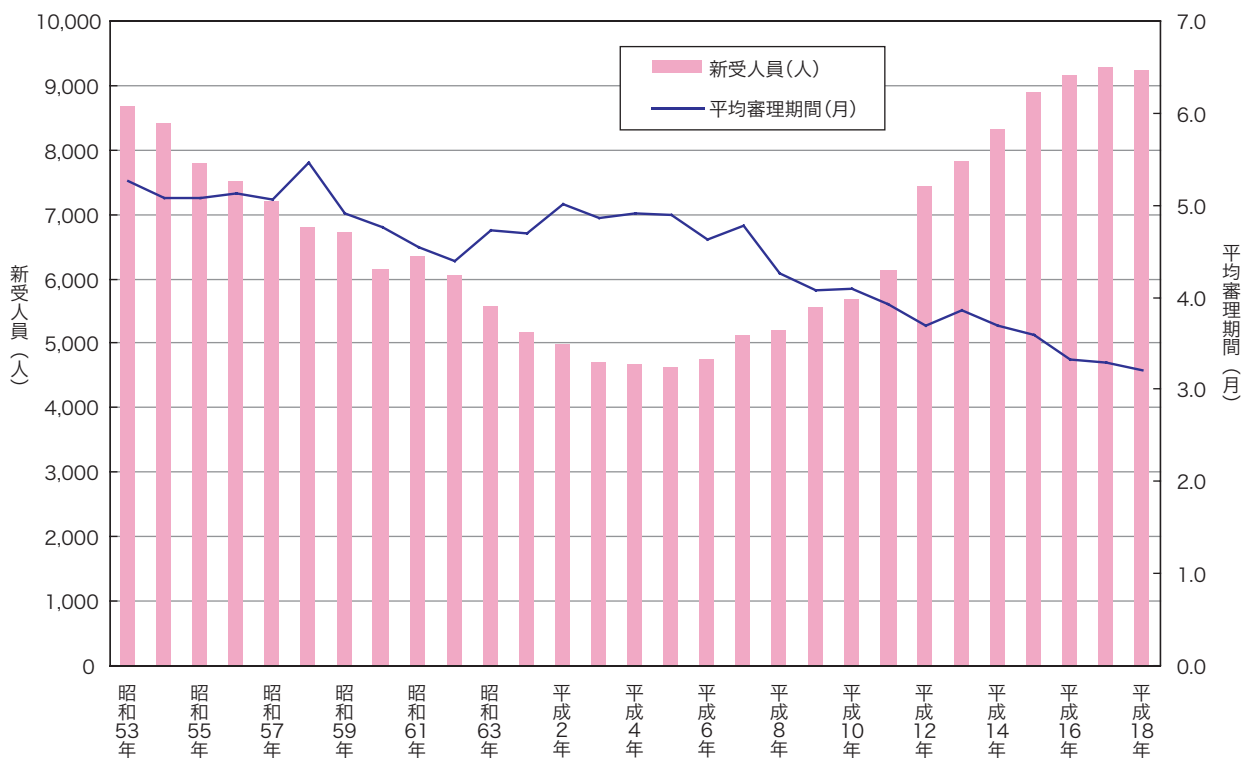
2.4 審理期間等の経年変化

新受人員及び終局人員ともに増加傾向にあるが、平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均取調べ証人数は、いずれも減少傾向にある。

○ 新受人員と平均審理期間の推移

【図37】は、新受人員と平均審理期間の推移を示したものである。新受人員は平成6年以降増加傾向にあるが、平均審理期間は、減少傾向にある。

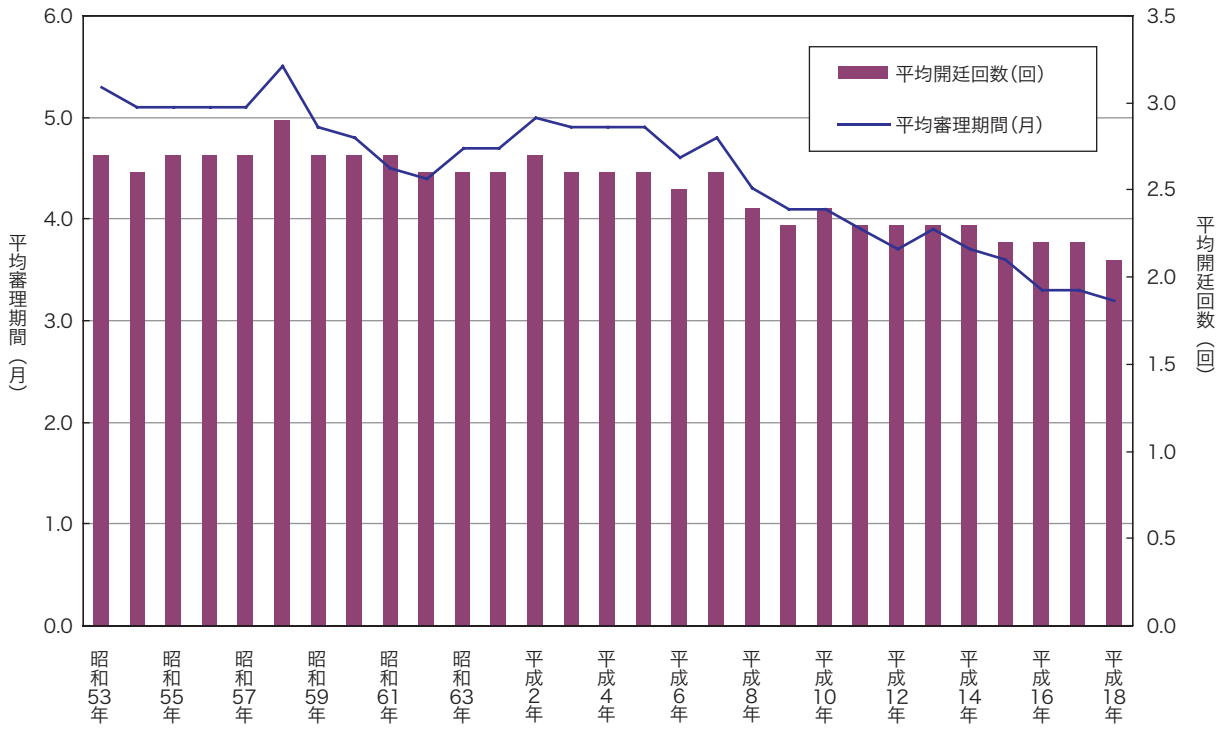
【図37】 新受人員及び平均審理期間の推移



○ 平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の推移

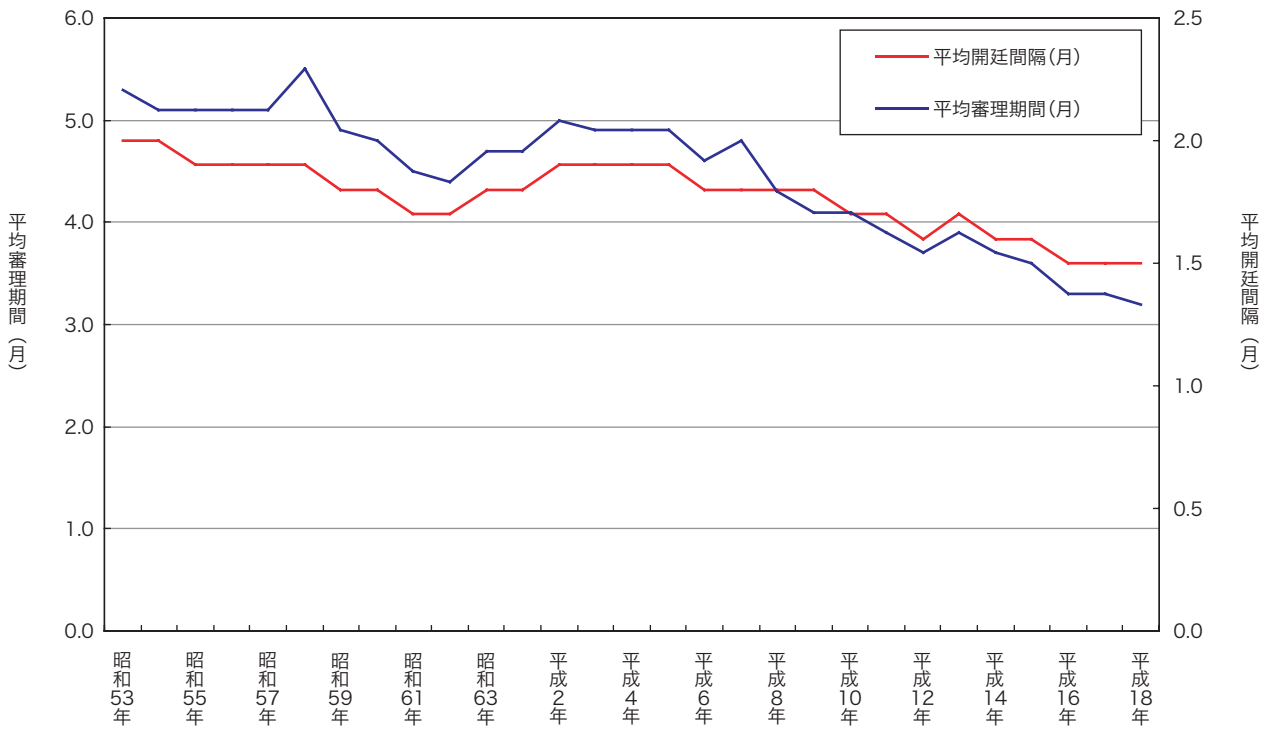
【図38】及び【図39】は、昭和53年から平成18年までの控訴事件における平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔について、経年的変化を示したものである。平成8年以降は、いずれの数値も漸減傾向を示している。

【図38】 平均審理期間及び平均開廷回数の推移



(注) 平均開廷回数については、控訴取下げなど公判が開かれずに終局した事件を除外して算出している。

【図39】 平均審理期間及び平均開廷間隔の推移

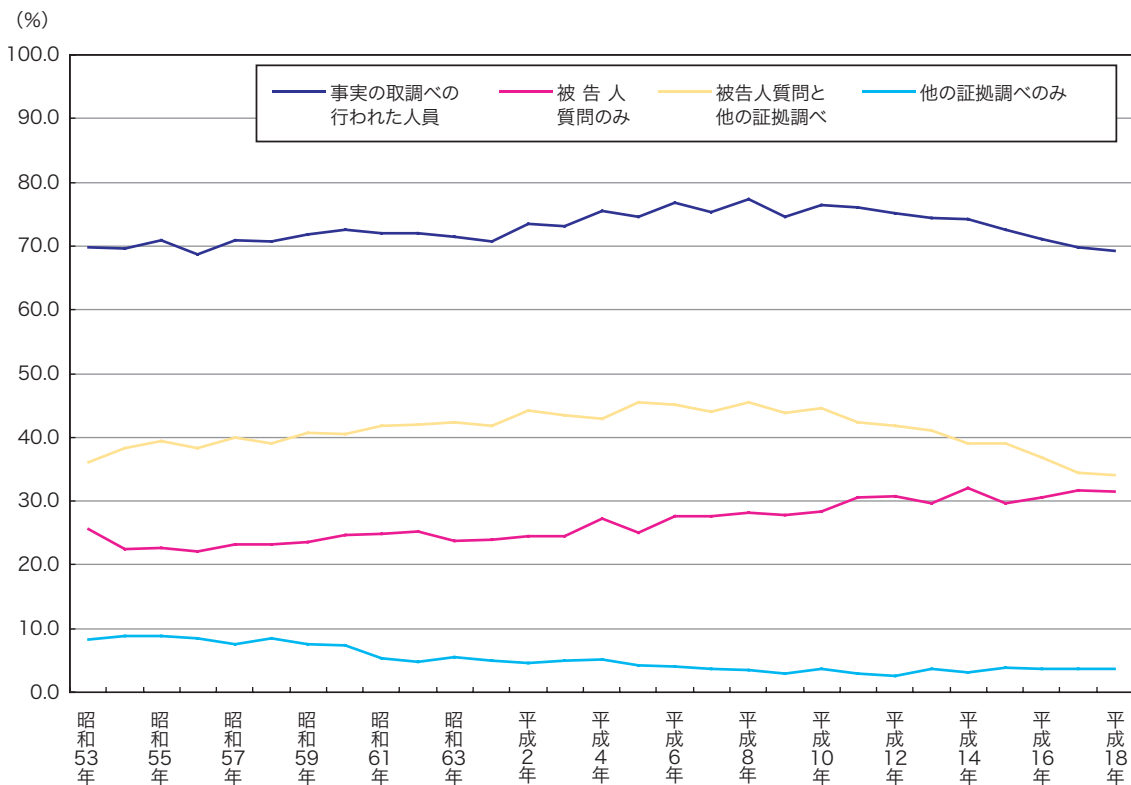


○ 事実の取調べの実施状況の推移

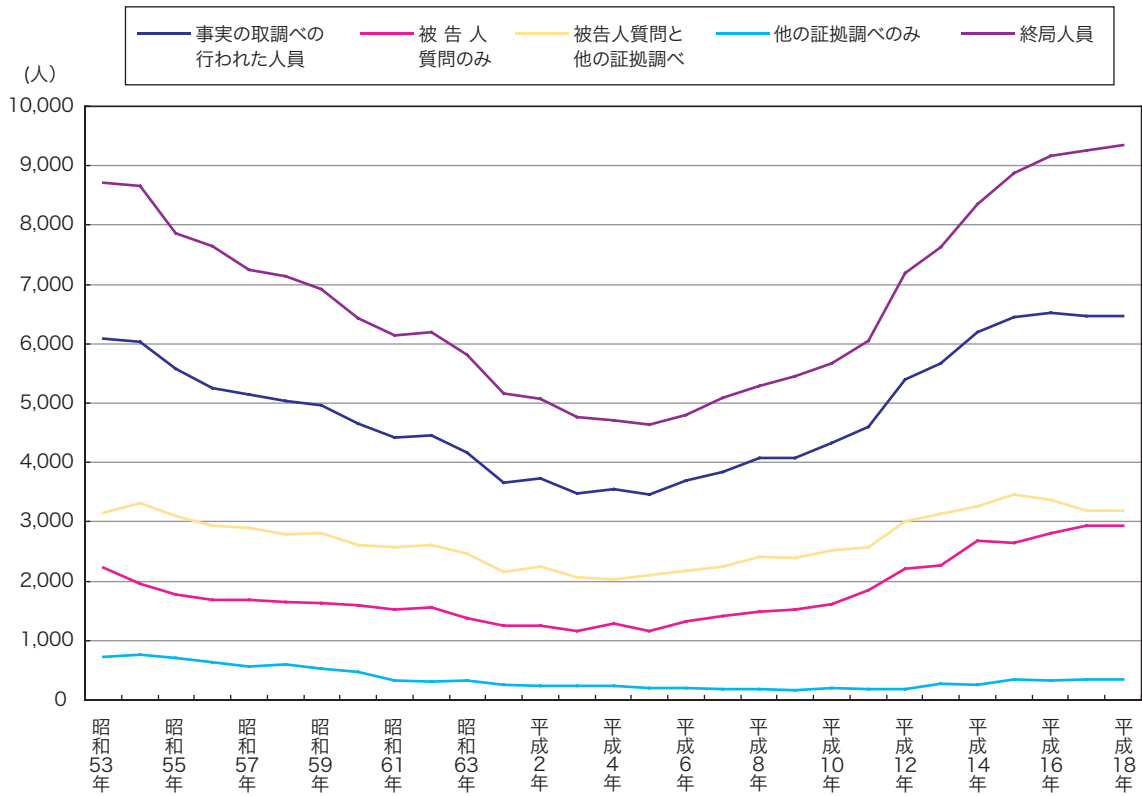
【図40】は、控訴審における事実の取調べが行われた事件の割合の経年推移を示したものである。事実の取調べを実施した事件の割合はほとんど変わらないが、被告人質問のみを実施した事件の割合が増加する反面、被告人質問と他の証拠調べを実施した事件の割合及び他の証拠調べのみ実施した事件の割合が減少する傾向がうかがわれる。

【図41】は、控訴審の終局人員と事実の取調べが行われた事件数の関係の経年推移を見たものである。近年、終局人員は増加傾向にあり、これに応じて事実の取調べを実施した事件も増加しているが、ここ数年は、横ばいである。また、被告人質問と他の証拠調べを実施した事件はやや減少している。

【図40】 控訴審における事実の取調べの実施状況（割合）



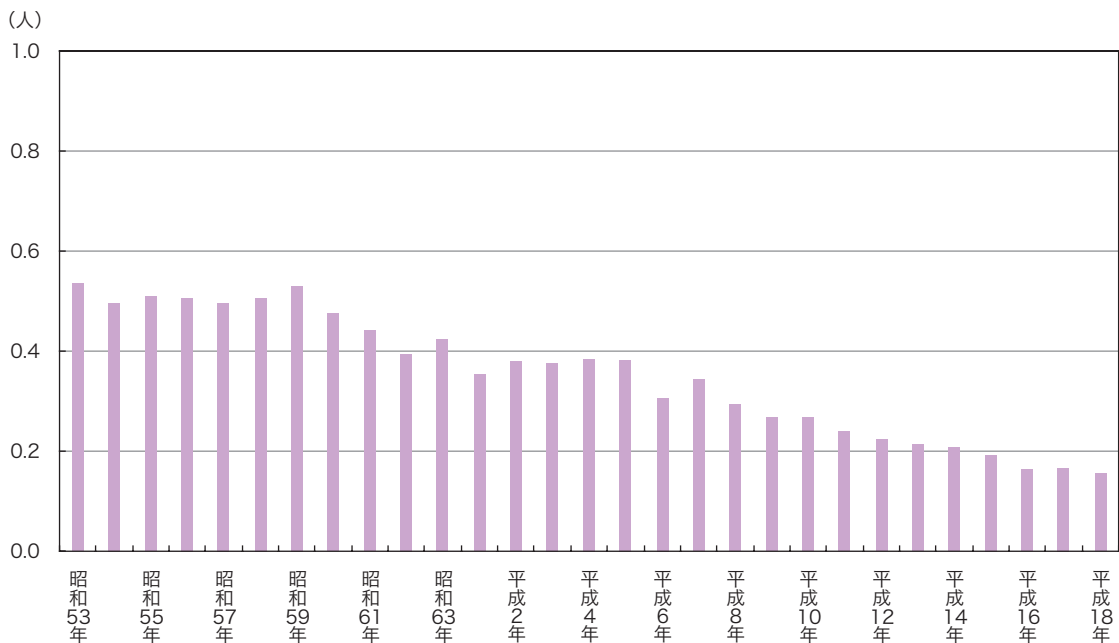
【図41】 控訴審における事実の取調べの実施状況（人員）



○ 平均取調べ証人数の推移

【図42】は、昭和53年から平成18年までの控訴事件における平均取調べ証人数の推移を示したものである。ほぼ一貫して減少傾向にあり、平成8年以降は昭和50年代の半数以下となっている。

【図42】 平均取調べ証人数の推移

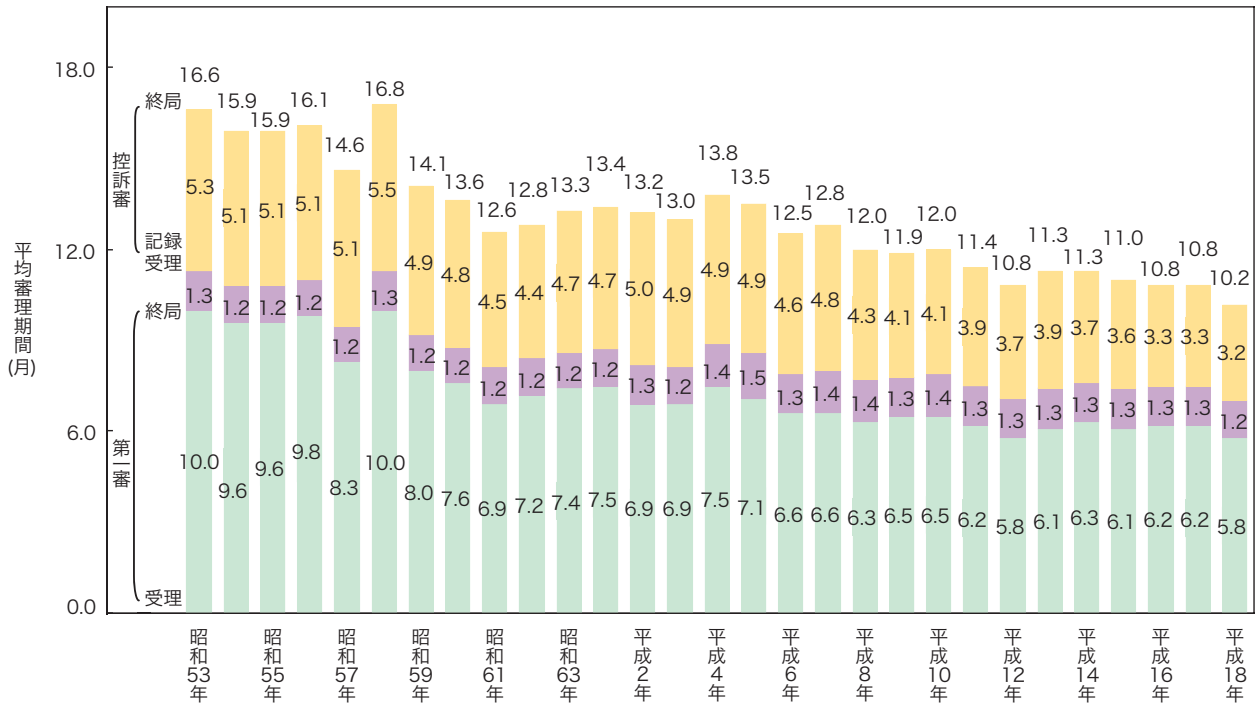


Ⅲ 刑事訴訟事件に関する分析

○ 審級別の平均審理期間の経年変化

【図43】は、審級別の平均審理期間の推移を示したものである。第一審の審理期間、控訴審の審理期間とも、短縮傾向が見られ、第一審の終局から控訴審の記録受理までに要する期間については大きな変動は見られない。

【図43】 審級別の平均審理期間の推移



2.5 事件数や審理期間に関する地域的状況

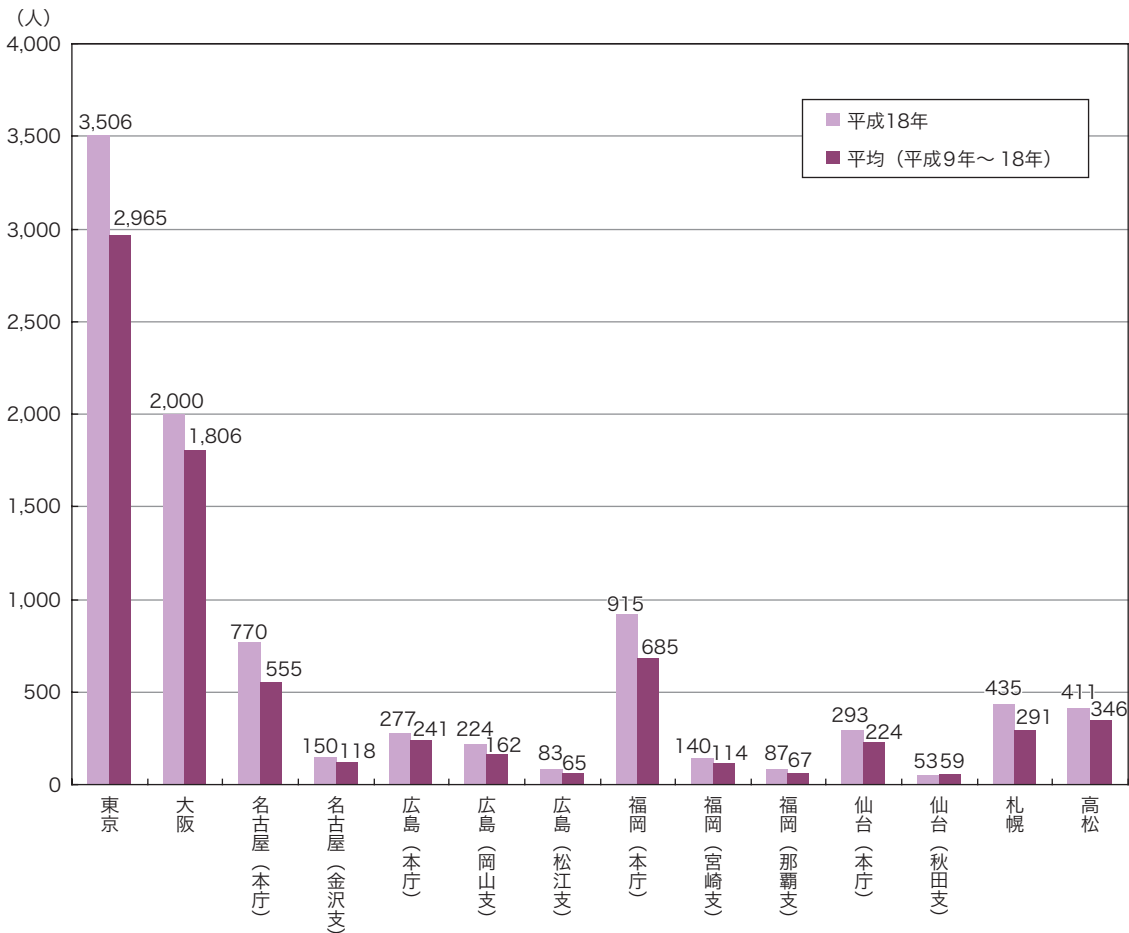
東京高裁及び大阪高裁の事件が多い。平均審理期間及び平均開廷回数については、各庁でばらつきがあるものの、一定の範囲に収まっており、有意の差があるとは認められない。

○ 高等裁判所別の終局人員数の概況

【図44】は、控訴事件の終局人員数について、高等裁判所及びその支部別の平成18年の数値及び平成9年から平成18年までの平均値を示したものである。

東京高裁及び大阪高裁の事件数が多く、平成18年はこの2庁で全体の約60%を占めている。

【図44】 高等裁判所別の終局人員数の状況（刑事）

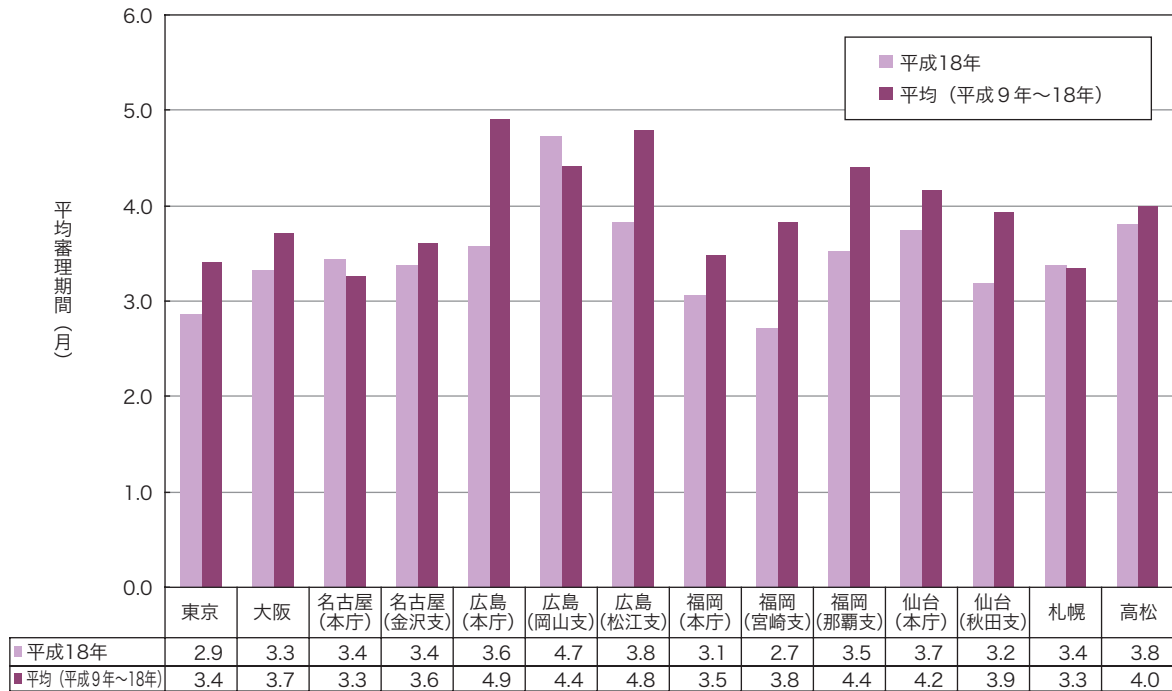


○ 高等裁判所別の審理期間及び開廷回数

【図45】は、控訴事件の平均審理期間について、高等裁判所及びその支部別の平成18年の数値及び平成9年から平成18年までの平均値を示したものである。平成18年の平均審理期間は、各地でばらつきがあるものの、各庁2.7月から4.7月の範囲に収まっている。

【図46】は、控訴事件の平均開廷回数について、高等裁判所及びその支部別の平成18年の数値及び平成9年から平成18年までの平均値を示したものである。平均開廷回数は、各地で多少のばらつきはあるものの、平成18年を見ても、平成9年から平成18年までの平均を見ても、全庁で2回前後となっている。

【図45】 高等裁判所別の審理期間の状況（刑事）



【図46】 高等裁判所別の平均開廷回数の状況（刑事）

